

IV. 日本の産業を支える横断的施策

II. で論じた「4つの転換」を進めていくため、業種横断的な政策課題と今後の対応の方向性について、いくつかの軸に沿って整理し、概観したい。

第一に、世界水準のビジネスインフラの実現に向けた取組である。

「付加価値」と「雇用」を生み出す企業を国内に誘致するため、アジア諸国も含めた各国政府は、物流インフラの整備や法人税の引き下げなど企業活動を円滑化するための環境整備を積極的に進めるとともに、入国手続や税制面での様々な優遇措置を講じてきている。こうした状況に対応して、他国に比べて劣後している我が国の立地競争力を抜本的に高めるための施策を「1. アジア拠点化総合戦略」としてパッケージとして示すとともに、とりわけ「2. 国際的水準を目指した法人税改革」を特出しして、その意義を明らかにするとともに、実現に向けた方策を示したい。

第二に、企業自らによるビジネスモデル変革の支援である。

厳しいグローバル競争を勝ち残っていくためには、事業の「選択と集中」を進め、成長分野への大胆な投資を迅速な意思決定のもとに進めていかなければならない。企業自らがこうした判断を行うにあたっての阻害要因を除去するとともに、新たな分野への挑戦を支援していくための施策を「3. 収益力を高める産業再編・棲み分け、新陳代謝の活性化」の中で明らかにしたい。

また、「モジュール化」と「グローバル化」の双方に対応するには、ブラックボックス／オープン峻別の峻別と国際標準化への対応を戦略的に実施していくとともに、課題解決型の需要に対応して新興国の成長を取り込んでいくなど、企業としての適切なビジネスモデルの設定が不可欠である。そのため、そうした日本企業の経営戦略を補完する上でも重要なインフラ整備の一環として、国際標準化やCO2削減新メカニズムなどを含めた「4. 付加価値獲得に資する国際戦略」を提示したい。

第三に、研究開発や生産の「現場」をボトムアップで強化する取組への支援である。

我が国の製造業の最大の強みは、これまでも、これからも、ボトムアップでの「現場」の力にある。特に、「グローバル化の進展」と「国内雇用」を発展的に両立させていくためにも、継続的な自己変革と摺り合わせによる技術革新を担う「イノベーティブな現場」が欠かせない。

そうした観点から、成長分野への投資促進策、現場の人材力強化、企業集積の維持などからなる「5. ものづくり現場の維持・強化」の政策を示すとともに、グローバル競争のための産官学連携による研究開発の基本方針として、「6. 新たな価値を生み出す研究開発の推進」に関連する方策を示したい。

第四に、企業活動を支え、成長を促進する共通基盤の整備である。とりわけ、IT、人材、金融・会計などについては、産業全体を支え、成長を促す横断的なインフラとして、「7. 産業全般の高度化を支える IT」「8. 産業構造転換に対応した人材力強化」「9. 成長を創出する産業金融・企業会計」といった分野での取組を進めていく。

以下では、日本の産業を支える横断的な施策について、9つの分野毎に具体的な対応について詳述する。

なお、こうした業種横断的な政策の立案と実施にあたっては、①市場経済を活かした新たな官民連携（V. に詳述）の考え方を踏まえ、政府は自らが行うべき環境整備を中心にした補完的な役割に徹すべきこと（「民業補完」）、②種々の国際経済ルールを遵守し、規制や支援措置を内外の企業に差別なく適用すべきであること（「内外無差別」）、③特定の省庁が所掌事務に閉じて縦割りで政策を実施するのではなく、あらゆる省庁が我が国の競争力を高めるという大目的を実現するために連携して対処すべきこと（「縦割排除」）、④各施策の優先順位付けと実施時期の明確化を図り、それらの効果を事前事後に適切に評価しながら、柔軟に見直していくべきこと（「PDCA」）との四つの原則に依拠すべきである。

ここに掲げられた施策は、我が国の競争力強化の観点から、政府全体として取り組むべきものを幅広く取り上げている。政府においては、ここに記載されている施策の実現に向けて真摯な検討と着実な実施を図るとともに、ここに記載されていない施策も含め、あらゆる施策を我が国の競争力強化の観点から不断に見直し、積極的に充実させていくことを期待したい。

1. 日本のアジア拠点化総合戦略

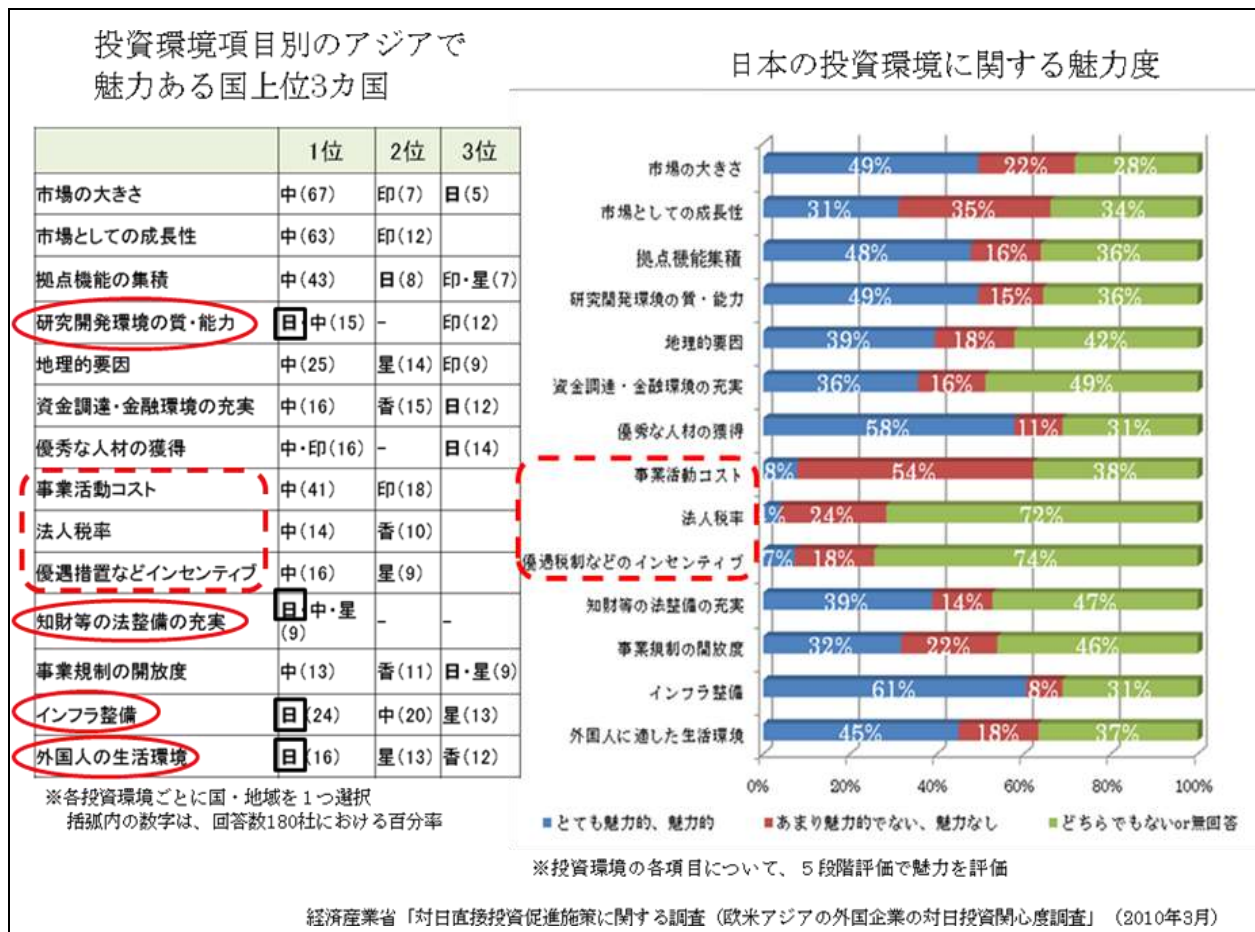
既にI. 2. (3)で見たとおり、過去二年間で、日本は、およそ全ての機能についてアジアの中核拠点としての競争力を急速に失った。

しかしながら、日本のグローバルな立地環境の競争力は、潜在的には決して悲観すべきものではない。治安が良く、外国人にとっての生活環境はアジア域内で最高評価であり、インフラ整備もしっかりである。また、研究開発の質・能力や知財等の法整備の充実度合いもトップクラスに評価されている。また、中国市場との物理的距離という点に着目しても、例えば、上海までのフライト時間は羽田から3時間と、5時間半かかるシンガポールなどと比べてむしろ有利な位置にあると言えよう。こうした「強み」に比べ、「弱み」とされているのは、事業活動コストや法人税率の高さ、優遇措置など政策的なインセンティブの不在といった政策的な面であり、逆にいえば、こうした「弱み」は、戦略的な政策対応によって十分に挽回可能ということである。

仮にこのまま何もしなければ、我が国の立地競争力はさらに失われ、アジアの中核拠点としての地位を取り戻すことは不可能となるのみならず、国内の事業基盤を全て失い、次世代産業の育成も将来の経済発展も望めなくなる。手遅れになる前に、海外からの投資の呼び込みを戦略的かつ重点的に実施するとともに、ヒト・モノ・カネ・チェに関する大胆な税制・制度改革に取り組み、日本の事業環境の魅力を飛躍的に向上させて、「日本を開く」というメッセージを世界に向けて発信していかなければならない。

そのためには、①諸外国に比肩し得る大胆な誘致インセンティブ制度の創設、②グローバル高度人材の呼び込みと育成、③世界と日本のヒトやモノの流れを円滑化するインフラ・制度の整備、④外国企業の課税リスクを低減する租税条約ネットワークの拡充といった課題に早急に対処しなければならない。(国際的水準を目指した法人税改革については、2. で後述)。

図IV-1-1 アジア諸国の投資環境の魅力度



(1) 海外からの高付加価値機能の呼び込みのためのインセンティブ

（日本国内に呼び込むべき機能）

それでは、日本国内には、具体的にどのような機能を呼び込むべきだろうか。グローバル企業は、地域統括、研究開発、製造、物流、販売、金融など、機能ごとの最適立地をそれぞれグローバルに選択して拠点を設置し、国境を超えた企業グループ経営を行っている。それぞれの拠点がもたらす付加価値や、日本の「強み」との整合性を加味しつつ、インセンティブを付与してでも日本に誘致することが最適な機能について、重点的に呼び込みを図っていくことが合理的である。

海外から企業や人材を呼び込むことによる日本社会への付加価値には、雇用、投資、税収などのほか、高度人材がもたらす技術革新や経営革新が考えられる。その点、アジア域内の拠点を統括するアジア本社が国内に立地すれば、重要性を増すアジア地域のマネジメントを任される高度経営人材の雇用創出や、ビジネス情報の集積、ビジネス・サービス産業の集積といったスピノフ効果が期待できる。同様に、事業化を含めた研究開発拠点が国内に立地すれば、高度研究・技術人材の雇用創出に加えて、設備投資や優れた技術のスピルオーバー効果も期待できる。

知的財産権の保護などの法整備の充実、成長する中国市場への近接性などの地理的要因、高度な研究開発環境、試作品の製作能力も含めた広い裾野産業の存在など、我が国の持つ「強み」も合わせて考えれば、アジア本社や研究開発・事業化拠点といった高付加価値拠点を中心に、海外からの投資を戦略的かつ重点的に呼び込み、国内への集積を図ることで、日本を「アジア拠点」化していくべきである。

(高付加価値機能の呼び込みのための大胆なインセンティブ)

例えば、韓国やシンガポールは、法人税の水準がもとより低い上に、戦略分野にターゲットを絞り、外国企業の法人税減免、外国人技術者の所得税減免、企業誘致への助成金、高度技術者への短期間での永住権付与、親族の帯同などの優遇措置を大胆に導入している。また、企業誘致機関の役割も強化して、強力に誘致活動を展開している。

我が国においても、日本のアジア拠点化を図るため、具体的には、①グローバルな経済社会に不可欠な「高度人材」が集結するアジア本社、及び②ものづくり力を基盤にした事業化も含む研究開発拠点を主たるターゲットとして、企業認定等の枠組みのもとで、税制・財政等の支援措置や入国管理手続等に関し、諸外国に比肩し得る大胆なインセンティブ制度を創設すべきである。これによって、高付加価値拠点の国内集積、高度外国人材の呼び込み、日本を拠点としたグローバルな事業展開、国内での雇用創出などが効果として期待される。併せて、シンガポールや韓国が強力な誘致機関を通じて有利な誘致活動を展開していることを踏まえれば、高付加価値拠点を呼び込むため、我が国の誘致機関の体制も強化していく必要がある。

図IV-1-2 我が国に立地している外資系企業等の声

①税を含むビジネスコスト	②入国手続（ビザ等）
<ul style="list-style-type: none"> ○法人税等コストがアジア各国に比べ著しく高い（米国／インターネットサービス） ○日本は高い税負担によって、有能な人材を香港やシンガポールに奪われている（米国／金融） ○低炭素立地補助金を得たことも日本への投資の大きな理由（ベルギー／環境関連） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ビジネス拠点の新設に明らかに必要な人材であっても、法令上の基準や要件を満たすことを証明することが大変。日本未進出企業の場合、審査に時間もかかる。（入管手続申請代行事業者） ○中国本社幹部の入国手続に時間がかかる。現在、1ヶ月半以上待たされており、ビジネスに影響。（中国／新エネ） ○入国手続の際、英語が通じず、手続で5時間もかかった。少なくとも、申請取次制度の周知を徹底すべき。（欧州／小売） ○家事使用人の入国に制約があり、他地域への異動を検討。また、離れた家族と会える数少ない機会を入国手続の問題で阻害される。（南米／エネルギー）（欧州／大手アパレル）

出所：経済産業省作成

図IV-1-3 各国の企業誘致インセンティブ

	韓国	シンガポール	日本
法人税	24.2%(2012年度～22%)	17%	40.69%
税の優遇措置(R&D以外)	<ul style="list-style-type: none"> ○戦略分野等の外国企業の法人税減免(所得発生後5年100%、2年50%) :高度技術を有する外国企業及び外国人投地域への投資に適用。 ○外国人技術者の所得税減免(2年50%) ※2009年度までは、5年間100%免除 	<ul style="list-style-type: none"> ○技術革新企業の法人税最長15年免除(ハイオニア・ステータス) ○統括拠点の法人税減免 <地域統括拠点>:3年間、15%の法人税率適用。 <国際統括本部>:EDB(経済開発庁)との個別協議により、0～10%の法人税率適用。 ○特別居住者は、国内滞在中の給与所得部分についてのみ課税 	<ul style="list-style-type: none"> ○呼び込み目的の税制インセンティブなし
助成金	<ul style="list-style-type: none"> ○誘致補助金(現金支援制度) :一定の条件を満たす外国企業。又は、経済的な効果が大きい投資に対しては、誘致機関が企業と交渉。 	<ul style="list-style-type: none"> ○対象企業の人材育成等への補助金 :研究開発を行う会社、シンガポールに本社を置く企業等に対し、エンジニアの雇用が増加することなどを条件に補助金を支給。 	<ul style="list-style-type: none"> ○H21補正:低炭素立地補助金
入国手続(ビザ等)	<ul style="list-style-type: none"> ○高度技術者は、3年で永住権取得可 ○査証オンライン化(1週間以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人乳母の受入れ ○経営者の両親帯同可 	<ul style="list-style-type: none"> ○原則10年で永住許可 ○家事使用人の受入れ要件厳格 ○家族滞在は扶養配偶者・子のみ

出所：経済産業省作成

(2) グローバル高度人材の育成・呼び込み

企業の競争力の源泉は、人材である。急速に変化する環境に適応して、イノベーションを絶え間なく生み出すためには、高度な知識技能を有し、異質な他者とのコミュニケーションから新たな価値を生み出す人材の力が必要である。

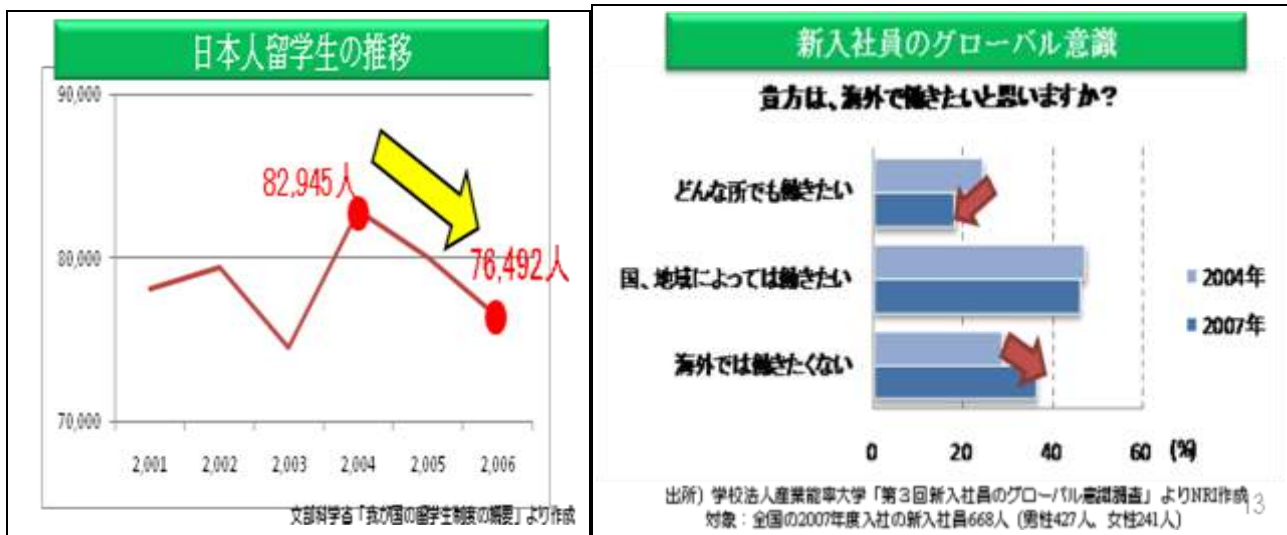
グローバル競争の中で、日本企業のグローバル展開は新たな段階を迎えている。過去、多くの企業は「日本型」の生産ノウハウをアジア等に移植してきたため、「日本からのノウハウ移管」、「現地運営」や「現地と本社との連絡調整」が課題だった。しかし、国内市場が縮小し、海外市場が拡大する中で、現地ニーズを的確に汲み取り、現地市場に適応した新たな製品やサービスの提案とそれを活用した企業経営こそが必要になっている。こうした中、国・企業を挙げて、「異文化人材の活用と相互触発によるイノベーション」を起こす人材マネジメントのメカニズムづくりが求められる。

アジアを中心とした成長市場を取り込み、グローバルな競争を勝ち抜く上では、①語学力に秀で、②海外市場獲得へと飛び込んでいく海外志向を持ち、③グローバル企業の経営を担える異文化対応力のある「グローバル高度人材」の獲得が欠かせない。こうした認識の下、各国ともに、その養成に向けて教育に力を入れている。また、希少なグローバル高度人材を自国に受け入れるため、世界規模での高度人材の獲得競争が本格化している。日本の立地競争力を強化するためにも、国内でグローバル高度人材を生み出す仕組みを構築するとともに、世界の人材を国内に呼び込むことが極めて大きな課題である。

(大学教育のグローバル化)

しかし、そうした世界の潮流にあたかも逆行するように、日本の若者の間では「内向き志向」が見られる。日本人の海外への留学生は明らかに減少傾向にあり、海外で働きたいという意欲は低下している。また、グローバル高度人材の「卵」とも言える留学生の受入れについても、欧米だけではなく、アジア諸国と比べても劣後していることは否めない。

図IV-1-4 日本人留学生の推移および新入社員のグローバル意識



こうした中、我が国としては、まず大学の国際化が必要である。具体的には、外国人留学生と日本人学生が切磋琢磨する異文化マネジメント体験型カリキュラムを推進する必要がある。これは、留学生の受入拡大にもつながる。また、国費奨学金等を活用して優秀な留学生の受け入れ拡大を図るとともに、日本語教育等により日本企業への就職を支援すべきである。

(グローバルビジネス人材の育成)

多くの企業は海外市場の開拓や現地生産・販売拠点の経営のために「グローバル人材の育成」の必要性を感じながら、効果・予算面での課題から実行に躊躇している。他方、競争相手の欧米企業やアジア企業では、独創的なグローバル人材の育成を推進している。

このため、企業の若手人材に対しては、日本企業の若手人材をアジア等の海外現地企業に派遣するインターンシップ制度を創設し、多様な文化、政治、環境の中で、グローバルな問題解決能力、コミュニケーション能力等を養成すべきである。

次世代経営者層に関しては、アジア市場をどのように開拓していくか経営分析・戦略策定のできるビジネスリーダーを育成すべきである。このため、アジア経済を牽引する産学官のリーダー候補が集い、アジアビジネスの戦略を研究するとともに、経営分析・戦略立案能力の向上、ネットワークの構築を図る人材育成拠点を設置すべきである。

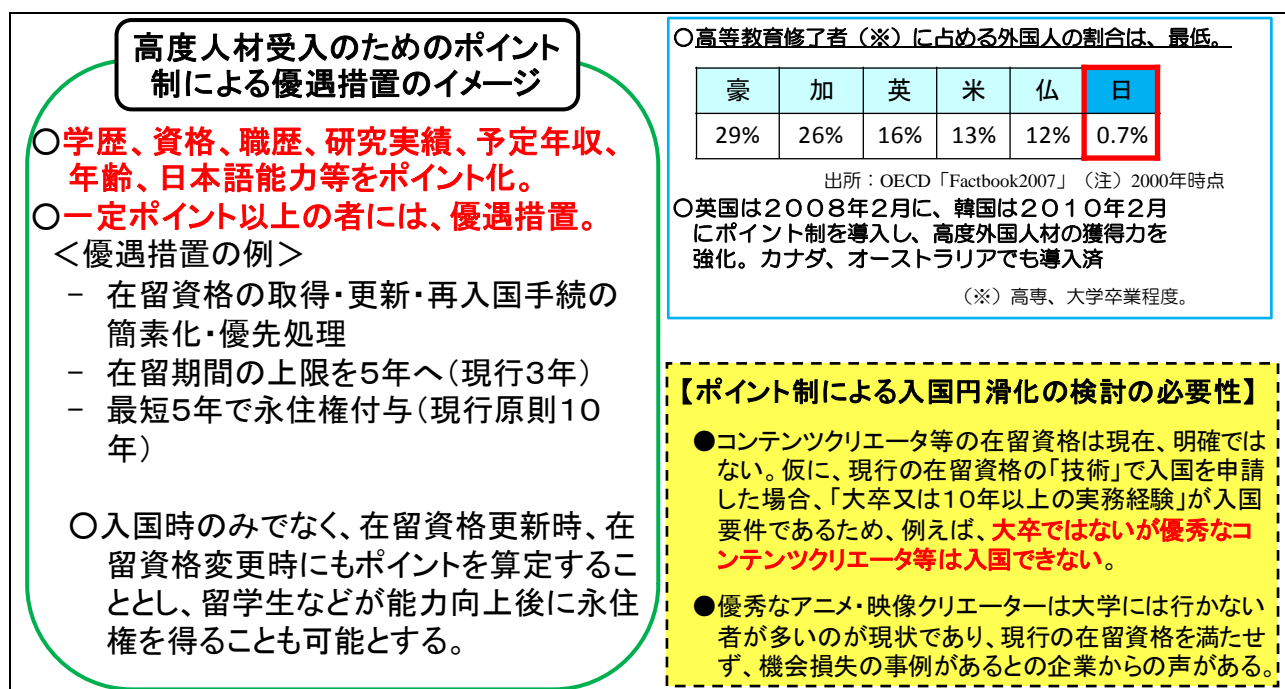
(高度外国人材の受け入れ)

アジアを中心とした成長市場を取り込み、グローバルな競争を勝ち抜く上では、グローバル企業の経営を担える異文化対応力のある高度外国人材の獲得が欠かせない。こうした認識の下、各国は、こうした人材を獲得するため、世界規模での高度外国人材の獲得競争を本格化させつつある。しかしながら、我が国における高度外国人材の活用は先進国の中でも最下位の状況となっている。

このような状況に鑑みれば、我が国がアジアの成長を取り込みつつ、成長力を維持・向上させていくためには、我が国の高度外国人材の獲得力の強化のための対策を早急に講じ、高度外国人材を国内に呼び込んでいくことが重要である。

具体的には、欧米諸国、アジア諸国の一部で高度外国人材の受入れ促進のために導入されている「ポイント制」の導入を含めた、高度外国人材の在留の安定化を図るための優遇措置や入国の円滑化のための措置を速やかに講じることが重要である。

図IV-1-5 高度外国人受入のためのポイント制による優遇措置のイメージ



(世界的産学官研究開発拠点における大学院機能の提供)

企業や大学等の組織を超えたオープン・イノベーションが世界的な潮流となる中、先端技術分野において、国内外から人材・資金を惹きつける拠点の構築が主要国で急速に進められている。

我が国においても、現在、つくば市において、日本が強みを有するナノテクノロジー分野で、産業技術総合研究所(産総研)、物質・材料研究機構(物材機構)、筑波大学、経済

団体連合会が、「つくばイノベーションアリーナ構想」を推進している。本構想では、ナノテクノロジーの中から、パワーエレクトロニクスやナノエレクトロニクスなど、6つのコア研究領域を設定して世界最高水準の研究開発を行うとともに、ナノデバイス実証評価など、その成果の実用化、普及に必要な国際標準化や性能・安全性の評価等に一体的に取り組むことを目指している。

他方、欧米における産学官が結集した拠点では、拠点でしか出来ない最先端の研究開発を行うと同時に、大学との連携により高度な技術人材の育成にも力が入れている。これにより、拠点に揃う最先端の研究インフラ等を最大限活用した実践的な若手研究人材の育成が行われ、人材育成と研究との好循環が形成されている。

我が国の産学官が結集した拠点についても、世界水準の研究開発機能に加え、産学官の密接な連携により、高度な大学院機能・技術人材育成機能を構築し、最先端分野における最先端人材を育成していくことが必要である。現在、つくばイノベーションアリーナでは、筑波大学、東京理科大学、芝浦工業大学等と産総研、物材機構、産業界が連携して世界水準の大学院機能を構築していく構想が進められている。今後、このような取組みを推進、強化していくことが求められる。また、こうした大学院機能については、アジアを含めた世界の大学との間で研究交流・人材交流を推進し、海外の優れた人材を我が国に呼び込んでいく役割を果たすことが重要である。

(3) 輸送・物流関連の制度改善やインフラ整備

立地拠点としての我が国の魅力を高めるためには、日本各地と世界の主要都市との間を結ぶ充実した輸送・物流サービスを、関連する諸制度の合理化とあわせて実現し、ヒトやモノの移動に係るリードタイム短縮化やコスト軽減を進める必要がある。

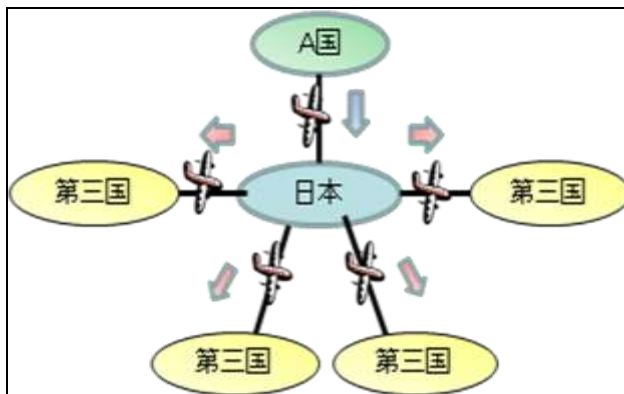
第一に、徹底的なオープンスカイ（航空自由化）の推進が必要である。

立地拠点としての日本の魅力を高めるためには、日本各地とアジアやEUをはじめ世界の生産拠点・大消費地との間が、廉価な航空サービスで高頻度に結ばれている必要がある。このため、新規参入・増便の可能性の高い諸国・地域を最優先に戦略的なオープンスカイを推進すべきである。

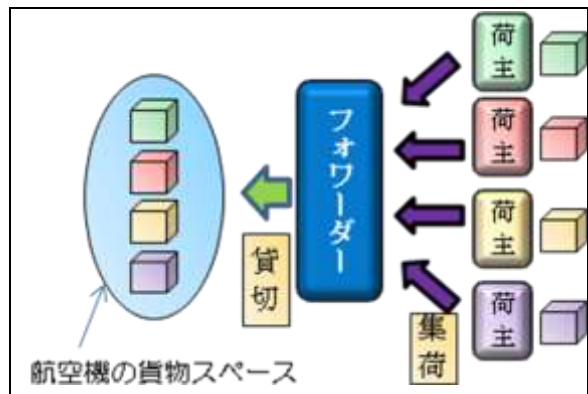
この点、我が国がこれまで進めてきたオープンスカイは、相手国・地域との二地点間輸送の権利（「第3・第4の自由」）までを対象としており、相手国・地域や我が国を經由して第3国への輸送を行う権利（「第5の自由（以遠権）」）等を対象外としてきたが、今後は自由化の対象とする権利を段階的に拡大するべきである。特に、貨物便については、自由化に前向きな国との間で「第5の自由（以遠権）」を認め合うことに加え、チェンジオブゲージ（機材変更）に係る制限を撤廃することで、相手国の航空会社が関空、中部等の我が国拠点空港から第三国に向けた以遠運航を自由化して我が国への就航の魅力を高め、我が国拠点空港の貨物ハブ化を推進すべきである。

さらに、半導体・電子部品や高付加価値な農産品等の輸出者等（ユーザー）の観点からすれば、サプライチェーン最適化の観点から、その時々需要変動に対応可能な、多様な国際航空物流サービスが提供される環境が必要である。この点、我が国では利用運送事業者によるチャーター（フォワーダー・チャーター）や第三国航空会社を用いるチャーター（第三国チャーター）が原則禁止されているが、相手国における取扱いを確認しつつこれらを解禁するとともに、自由化が達成された路線における臨時便運航の自由化など各種の国内規制の緩和を図るべきである。

図IV-1-5 貨物ハブ化のイメージ図



図IV-1-6 貨物ハブ化のイメージ図



出所：経済産業省作成

第二に、国際戦略港湾の競争力強化と貿易手続の改善が必要である。

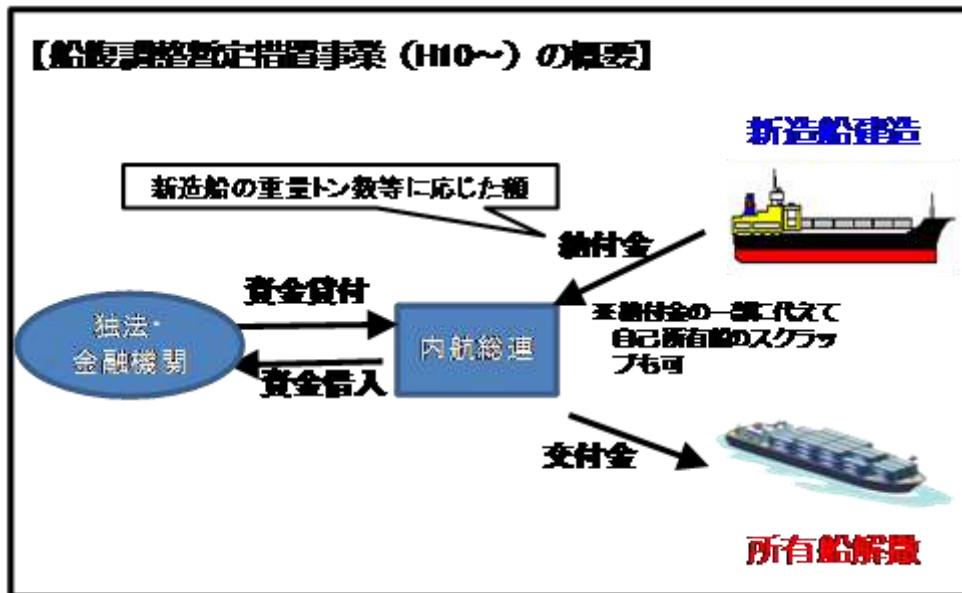
企業の輸出入の要となる国際戦略港湾の競争力は、企業立地の判断にとって重要な要素となる。巨大化が進む世界の船舶を日本の港に呼び込み、我が国に立地する製造業がリードタイムやコストの観点から不利な立場に置かれることのないよう、コンテナ船・バルク船の巨大化への対応投資の集中実施や、埠頭設備・作業員等の各ターミナル間での共有促進等による港湾コスト引き下げ等を推進していくことが必要である。

また、我が国の国際戦略港湾の集荷力向上には、フィーダー輸送を担う内航海運や貨物鉄道の実便性向上やコスト低減に向けた抜本的な施策が必要である。そのため、内航海運については、日本内航海運組合総連合会による暫定措置事業の改善等による内航フィーダーコストの低減、沿海の漁場等を避けて直線的・効率的な航行を行いうるよう航行区域等の規制見直し、内航海運の省エネ化等の推進による競争力強化等が必要である。また、貨物鉄道については、国内でのトラック輸送に適した 31 フィートコンテナや国際海運で主に使用される 40/45 フィートコンテナの利用促進による輸送効率化や、線路設備や貨物駅設備の増強等による貨物輸送力を増強するなど、利便性や定時運行性の向上を進めることが必要である。

併せて、輸出に係るコストやリードタイムの低減を図るため、輸出申告の際に保税地域への貨物の事前搬入を求める「保税搬入原則」の撤廃等の見直しにより、貿易手続を合理

化することも求められる。その際、適切な輸出管理の観点から、見直し後の水際規制の実効性の確保は引き続き重要である。

図IV-1-7 船腹調整暫定措置事業のイメージ図



出所：経済産業省作成

図IV-1-8 貨物鉄道の利便性向上

<p>31 f t コンテナ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○国内の10tトラックに対応し、また「T11型」標準パレットで隙間なく詰めるため、効率的運搬が可能に。 ○フル・ウィング・コンテナ（ヨコからの荷役が可能）であるため作業効率が向上。
<p>40ft/45 f t コンテナ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○国際海運で主に使用される40ft/45ftコンテナの一貫輸送インフラが必要な場合がある（トップリフター増強や貨物駅の地盤強化等）。 ○背高コンテナについては、一部トンネルを通過できない場合があるため、その改修が必要。

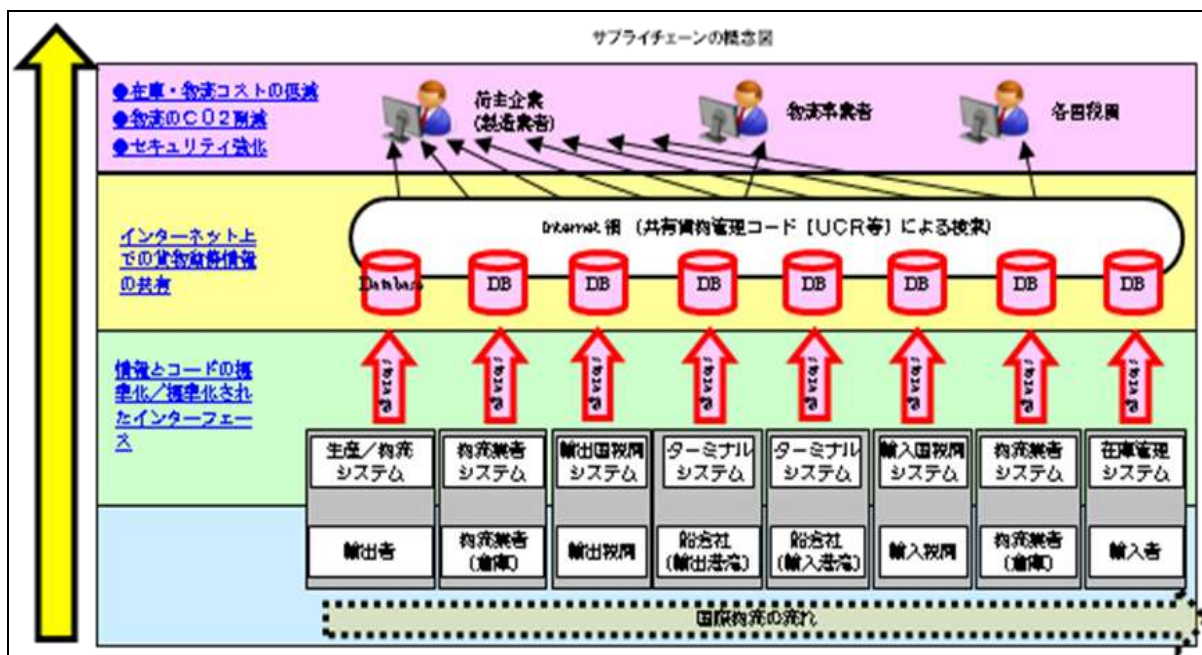
出所：経済産業省作成

第三に、物流ITの国際標準化や港湾情報化等が必要である。

製造業の生産・販売のグローバル化が進み、そのサプライチェーンは複雑化している。こうした中、製造業の世界最適生産・物流管理の実現を可能にするべく、電子タグ等の自動認識技術やEDIを活用し、貨物の動静情報を社内情報システムの異なる企業間でリアルタイムに共有するネットワークを構築し、発荷主から受荷主までの国際物流トレーサビリティを抜本的に向上させる必要がある。このため、国際物流に用いる電子タグや情報コード等の国際標準化を進めるとともに、我が国港湾における「コンテナ物流情報サービス

(Colins)」の基盤を活用し、APEC 諸国等との協力のもとコンテナ等貨物動静の共有ネットワークを構築すべきである。

図IV-1-9 サプライチェーンの概念図



出所：経済産業省作成

(4) 租税条約ネットワークの拡充

外国企業の日本への拠点設置を促す上で、課税リスクを低減することも重要な課題である。また、日本企業が海外展開し、利益を国内へ還流させ、研究開発・雇用などに投資してイノベーションを促進するためにも、「グローバルに稼いで戻す」税環境の整備は欠かせない。

租税条約は、日本と進出先国が相互に投資所得に対する源泉税率を引き下げることにより源泉地国での税負担を軽減し、相互協議に係る仲裁制度の導入等により二重課税の解消を確実にする。課税リスクを軽減する有効な手段として租税条約ネットワークを早期に拡充すべきであるが、新興国は一般に、税収確保のため、租税条約の締結・改定に消極的であることから、今後は、新興国等が日本との既存の租税条約の改定交渉に応じるよう、効果的に働きかけることが重要である。

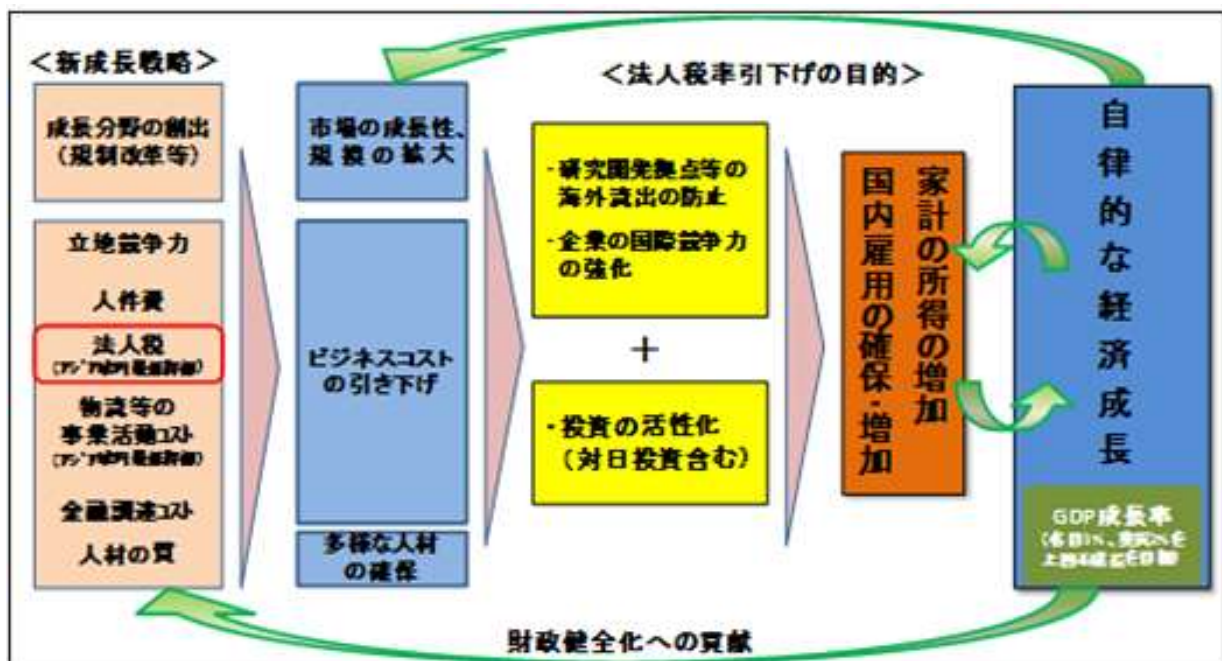
2. 国際的水準を目指した法人税改革

(1) 企業の国内立地環境整備のための法人税率引下げ

1. で述べた我が国のビジネスインフラの不備の中でも、企業行動に最も影響を与えうる可能性が高いのは、諸外国と比べて著しく高い水準にある法人税である。

法人税率の引下げは、国内のビジネスコストの軽減を図る他の施策と一体的に展開することによって、我が国の立地競争力を高め、日本企業の国際競争力を高め、国内外からの投資活性化、さらには国内雇用の創出と家計所得の増大につながるものである。したがって、法人税率の引下げは、日本経済の中長期的な成長を促すための施策の一環として検討されるべきものであり、経済成長を通じた税収増と財政健全化にも貢献するといった好循環を生み出すことが期待される。

図IV-2-1 法人税率引下げを起点とした経済成長と財政健全化の好循環

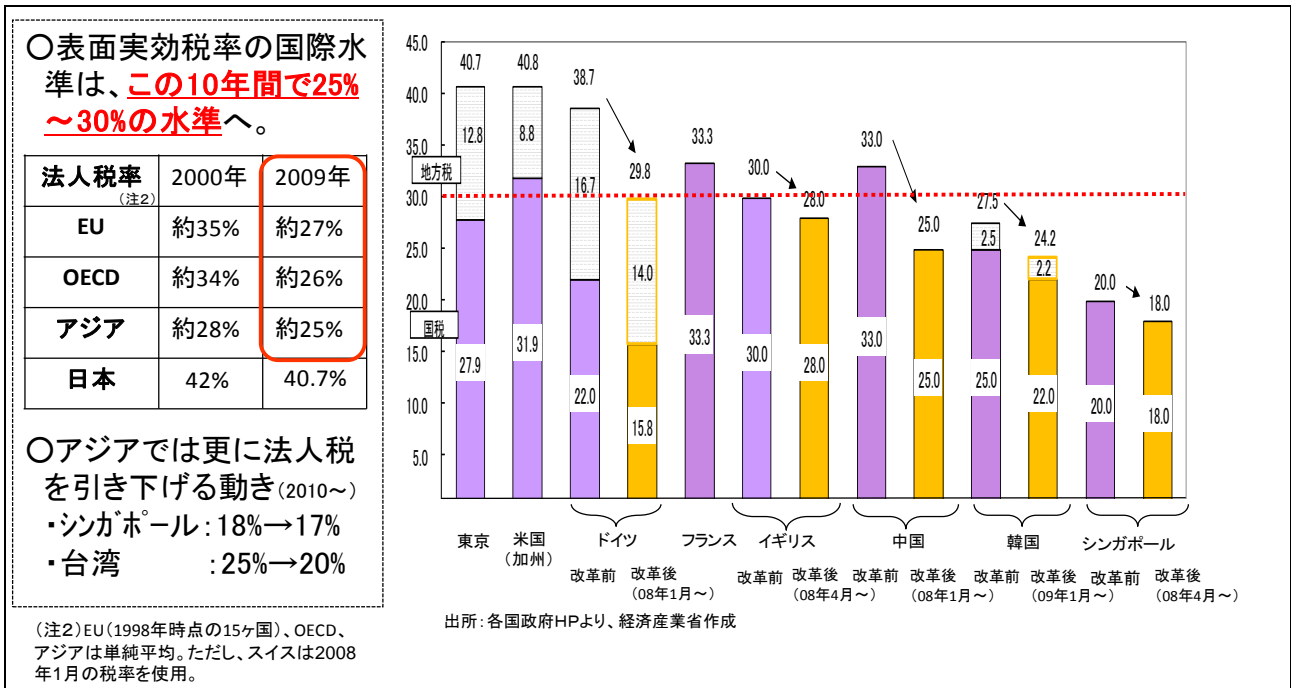


出所：経済産業省作成

(2) 我が国のビジネスインフラとしての観点から見た法人税の現状

主要先進国は、自国の立地競争力を高めるため、この10年間で、表面実効税率（注1）を平均して約10%引き下げてきた。一方、この間の日本の表面実効税率は約40%で「高止まり」しており、アジアやOECD諸国との表面実効税率の差は15%程度に拡大している。

図IV-2-2 日本と世界の表面実効税率の格差

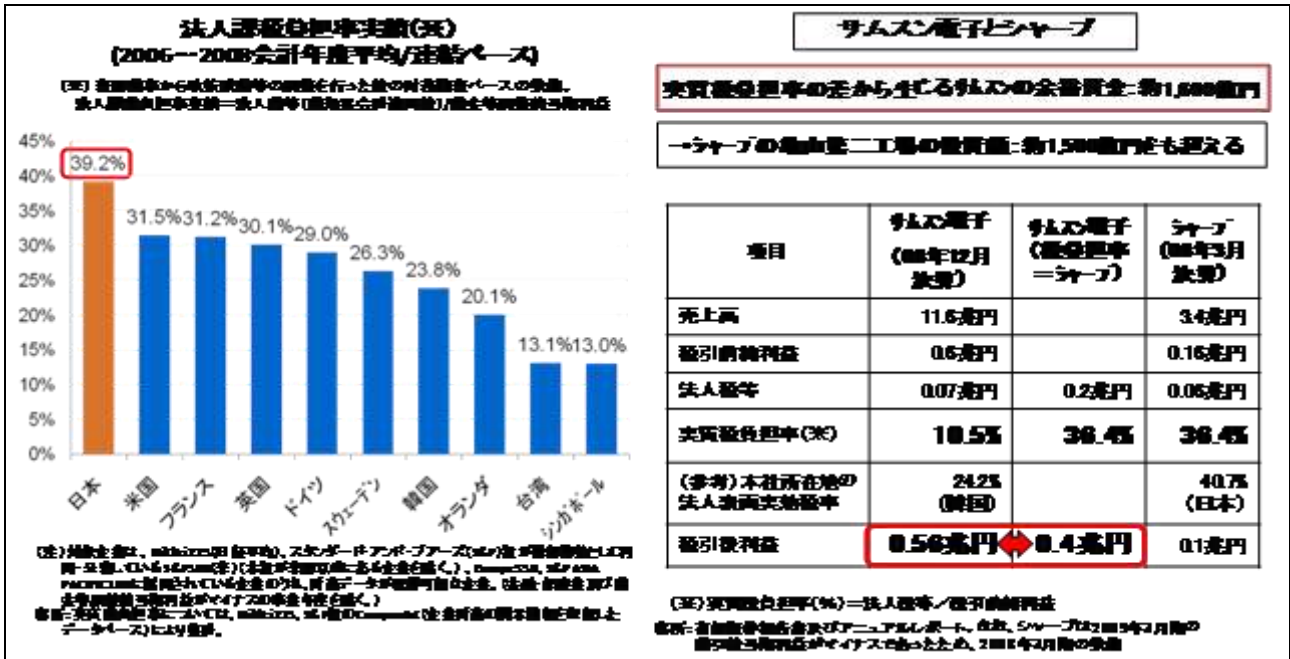


(注1) 国税と地方税を合わせた法人の所得に対する税率水準。但し、法人事業税が損金算入されることを調整するが、政策減税等は加味していない。

実際の法人税の課税負担（表面実効税率から政策減税等の調整を行った後の税負担）と比較しても、各国とほぼ10%程度の差があり、我が国の負担水準は国際的に高水準となっている。

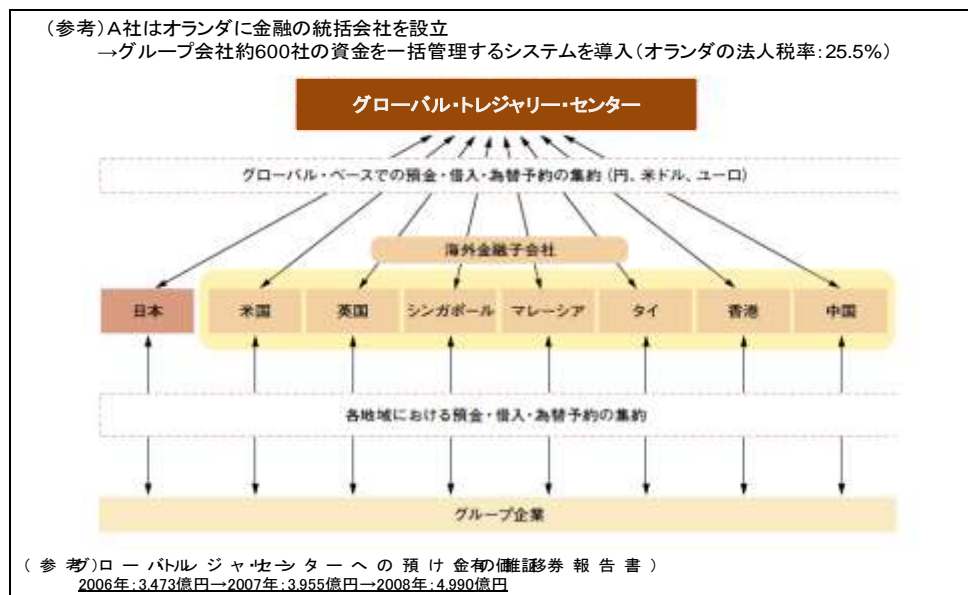
法人税の実負担の格差は、投資面での企業の競争力に直結する。例えば、韓国サムスン電子がシャープと同等の実質負担税率が適用されると仮定した場合、約1,600億円の負担増となる。これはシャープの亀山第二工場の投資額を超える額であり、高税率が他国企業との投資余力に大きな差を生み出すことが分かる。

図IV-2-3 法人税の実負担と投資競争力について



こうした高い法人税率の水準は、企業の立地行動に大きな影響を与える要素となっている。既に1. で見たとおり、本社機能、研究開発機能も含めた日本企業の海外移転が始まっており、移転先の国々は総じて法人税率は低い。グローバル企業の中には、資金管理拠点を法人税率の低い国に集中させ、投資の必要に応じて各地域に再配分するシステムを構築しているものもある。このように、企業はグローバルな経済環境の中で利益を最大化するために、税率の差も織り込んで最も効率的な立地選択を行っている。

図IV-2-4 グローバル企業の資金管理体制の例

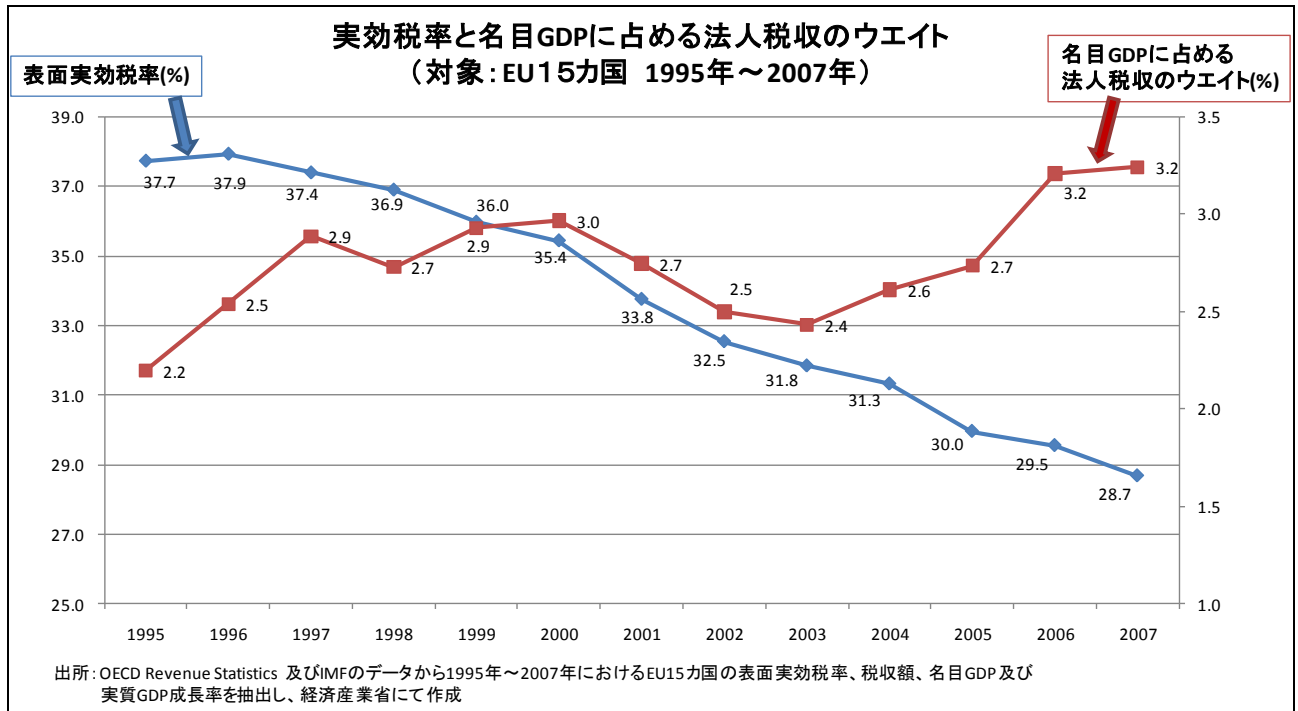


出所: 各種資料より経済産業省作成

(3) 法人税改革と諸外国の経験（欧州の取組を中心に）

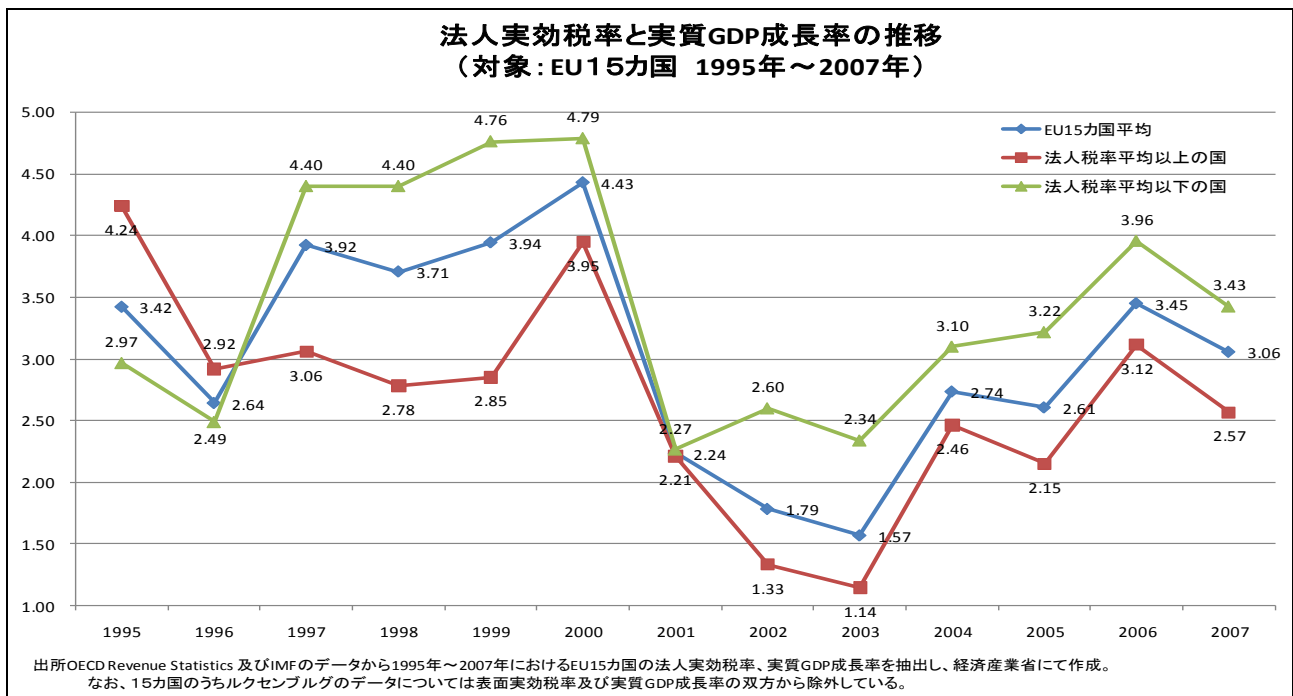
EU15 カ国（1998 年時点加盟国）では、この 10 年間で表面実効税率を 10%程度引き下げてきたにもかかわらず、名目 GDP に占める法人税収のウェイトは増加傾向を辿った。このように、法人税率を引下げても、法人税収の水準が起業等による課税ベース拡大効果によって上昇する傾向は、「法人税パラドックス」とも呼ばれ、ヨーロッパの法人税改革の現実の効果として注目されている。

図IV-2-5 実効税率と名目 GDP にしめる法人税収のウェイト



EU 域内を個別に見ても、表面実効税率が EU 平均以下の国と EU 平均以上の国の実質 GDP 成長率を比較すると、表面実効税率が平均より低い国の実質 GDP の伸び率は、高い国より約 1%程度高くなっている。

図IV-2-6 法人実効税率と実質 GDP 成長率の推移



なお、ヨーロッパやアジア諸国では、法人税率引下げに加え、研究開発促進税制 (R&D 税制) を拡充する動きも続いている。研究開発拠点の海外流出阻止や新規立地促進のため、研究開発促進税制に加えて、近年では特許等の知的財産に基づく収益に対して低税率を課す制度の導入が進んでいる。

図IV-2-7 世界的な R&D 税制拡充の動きについて

<世界的なR&D税制拡充の動き>

	最近の動き	直近の改正内容
中	08年、拡充	研究開発費の追加損金算入率を拡充
韓	07年、拡充 10年 拡充	特定先端技術開発費に対して上乘せの税額控除枠を創設
仏	08年、拡充 09年、拡充	税額控除余裕額を即時還付(09年・10年)
英	08年、拡充	研究開発費の追加損金算入率を拡充
日	08年、拡充 09年、拡充	税額控除額の控除上限を引上げ。繰越期間の期間延長。

出所: OECD「Working party of National Experts on Science and Technology Indicators / R&D TAX INCENTIVE AND R&D STATISTICS: WHAT NEXT?」2007、各国課税当局資料等により、2009年9月時点で作成(但し、フランスは、2010年3月時点、韓国は2010年5月時点)。

<イギリスのpatent box税制のイメージ>

・英国政府は、特許権に基づく所得について低税率で分離課税する制度の導入の検討を表明(2013年度から導入予定)。
→同発表を受け、製薬大手グラクソ・スミスクライン(GSK)は、英国内で1000人のR&D関係の雇用増強を表明。

事業所得全体

通常の事業所得	特許権から生ずる所得
28%課税	税制優遇 10%課税

patent box

(参考) オランダ、フランス、ハンガリー、アイルランドでは導入済み。オランダでは2010年1月から制度を大幅に拡充。フランス政府も制度の拡充を検討中。

(4) 法人税を含めた企業の「公的負担」の国際比較

法人税率の水準については、単に表面実効税率で比較するのではなく、政策減税や減価償却などどこまでの要素を加味するかについては、様々な比較の方法がある。

まず、政策減税については、我が国の法人税収全体の規模に占める割合は約 11%に過ぎず、アメリカや韓国・台湾といったアジア諸国よりは低くなっており、諸外国と比較して高い水準にあるわけではない。

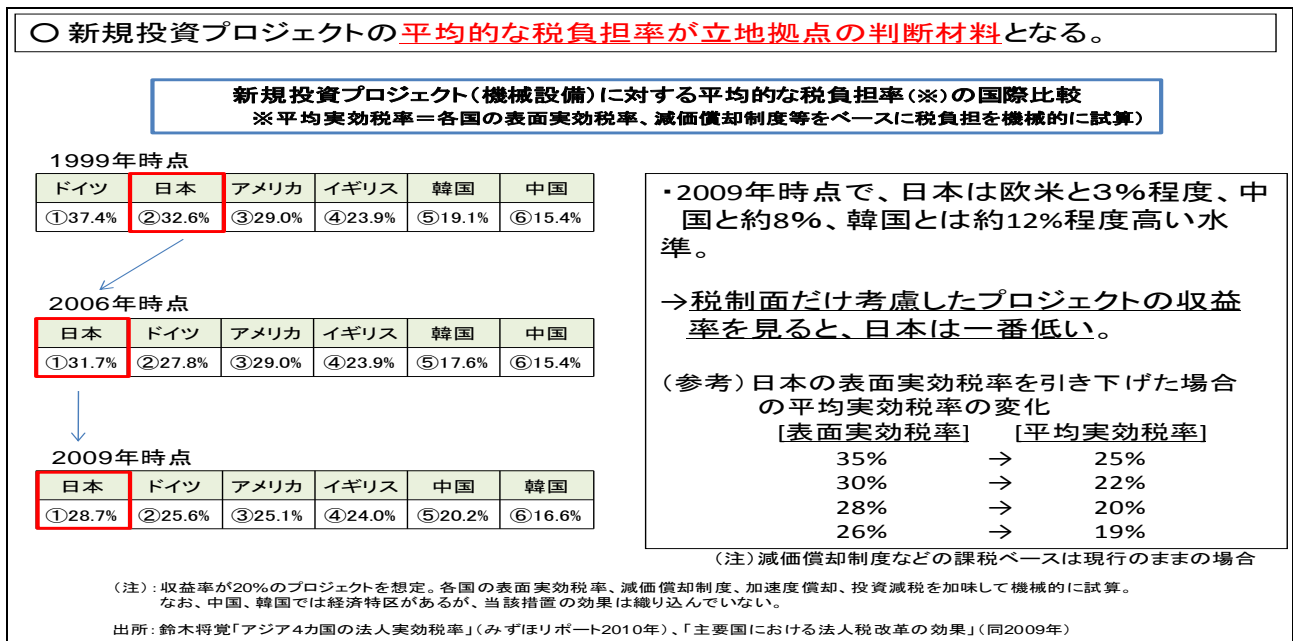
図IV-2-8 課税ベースの国際比較

	政策減税	法人税収	政策減税／法人税収	(参考) 表面実効税率
日本	1.1兆円 (0.9兆円)	10.5兆円 (6.0兆円)	10.8% (15.0%)	40.7%
アメリカ	5.0兆円 (12.9兆円)	31.4兆円	15.9% (41.1%)	40.8%
韓国	0.6兆円	3.5兆円	18.0%	27.5%
台湾	0.4兆円	1.5兆円	29.2%	25.0%
フランス	0.8兆円	10.7兆円	7.6%	33.3%
イギリス	0.3兆円	8.9兆円	3.7%	28.0%

(注1)円換算は期中平均為替レートにて行った。
(注2)日本の政策減税額は2009年度見込額、括弧内は2010年度見込み額。アメリカ及びイギリスの政策減税額は2008年度見込額である。
(注3)フランス(一部は2007年実績額)、韓国及び台湾の政策減税額は2008年度実績額である。
(注4)フランスは主要な政策減税のみ減税額が公表されているため、主要な措置の政策減税額の集計値である。
(注5)表面実効税率には地方税を含んでいる。アメリカは地方税が州によって異なるため、カルフォルニア州の州税を考慮した税率を記載した。
(注6)各国の租税特別措置の定義は異なる。例えばアメリカのnormal tax baseline(広い定義)では、一定以下の所得の法人に対する軽減税率等も含まれる。Reference tax method(狭い定義)では、そうした軽減税率は含まれないが、加速度償却制度についても対象外となる。アメリカについては、両定義ともに記載されているため、上段を狭い定義、下段()書きを広い定義で記載した。
出所:KPMG税理士法人委託調査等

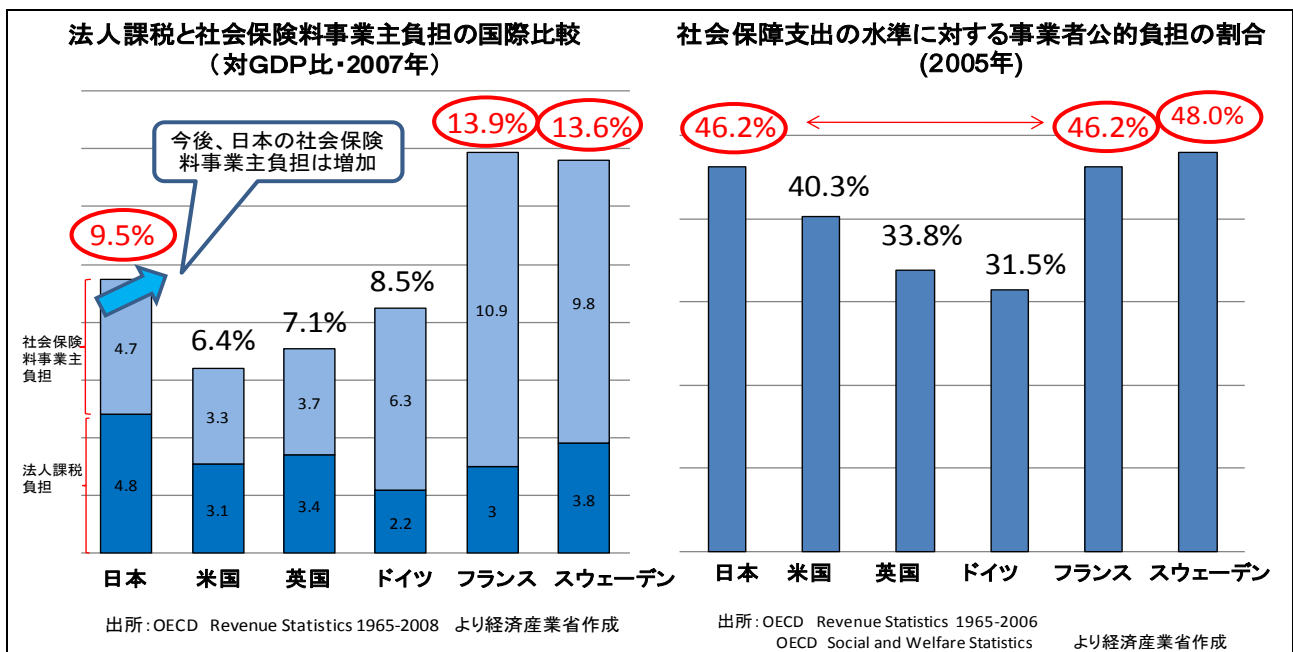
企業が投資決定にあたって参照することが多いと言われる「平均実効税率」(減価償却、政策減税等を加味して計算した平均的税負担)で見た場合でも、日本の税率は他国と比較したときに、高い水準にとどまっている。

図IV-2-9 新規投資プロジェクトに対する平均的な税負担率の国際比較



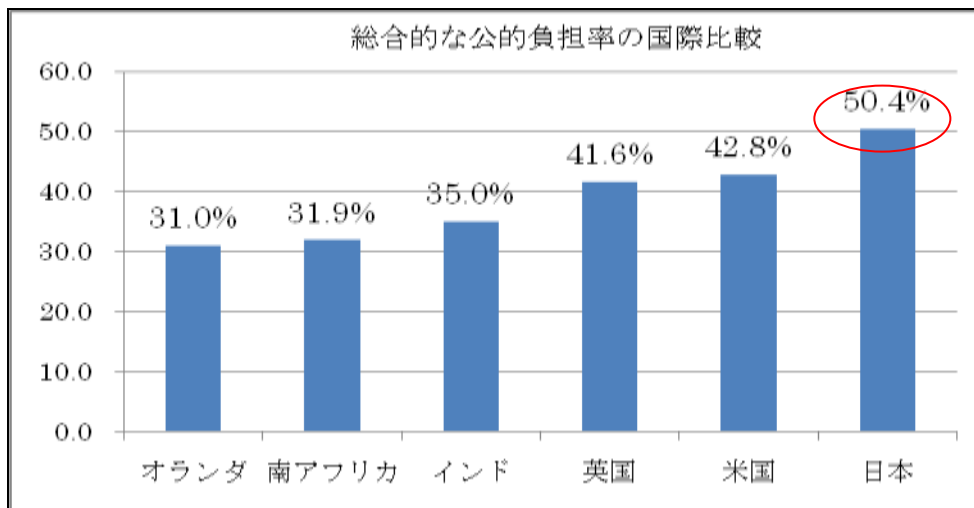
さらに、法人税負担と社会保険料の事業主負担を合わせた場合には、我が国企業の公的負担は、必ずしも高くないとの議論がある。確かに、負担の額だけを比較すれば、米、英、独よりは高く、フランス、スウェーデンよりは低くなっている。しかし、各国の社会保障支出の違いを踏まえて社会保障支出水準に対する公的負担の割合を比較した場合には、フランス・スウェーデンとも同水準にある。今後高齢化が進むことで企業の社会保険料負担が増加することになることを考えれば、社会保険料を含めた公的負担も国際的に低いわけではない。

図IV-2-10 法人税負担と社会保険料事業主負担について



むしろ、社会保険料の事業主負担のみならず、固定資産税、事業税の外形標準課税部分等その他負担税目も含めた「総合的な公的負担率」(注)で国際比較した場合には、我が国企業の負担水準はさらに高くなる。

図IV-2-11 総合的な公的負担率の国際比較



(注) 企業が負担する全ての公的負担の合計額の公的負担の総和を調整した税引前純損益に占める割合

※調査実施のタイミングと事業年度が各国で異なる為、各国の最も新しい値を採用している。イギリスでは2009年3月期、オランダとベルギーでは2006年12月期のデータ、カナダ、スイス、アメリカは2007年12月期、オーストラリアでは2008年9月期、その他の国では2008年3月期のデータを用いている。

出所：PWC委託調査

(5) 法人税改革に向けた今後の取組

以上のような現状を踏まえ、日本の立地競争力強化と、企業の国際競争力強化に直結するよう、法人実効税率の国際的水準を目指した引下げ（法人税の実負担の引下げ）を行うとともに、各国の動向を踏まえた、研究開発投資や先端分野への投資に対する強力な後押しを行うべきである。

具体的には、アジア諸国の法人税率引下げ競争を踏まえ、国際的水準（25～30%）を目指した法人税率（国と地方を含む）の引下げを図ることとすべきであり、まずは、租税特別措置等の見直しなどを前提として、5%程度の法人税率引下げを先行的に実施すべきである。

<参考>法人税改革の効果見込み（アンケート調査や学術調査）

①表面実効税率5%引下げにより期待される効果の例として、OECD諸国のデータ等を用いた各種実証分析に基づく試算によれば、以下のような効果が見込まれる。

i) キャッシュフローの改善により、積極的な将来投資に振り向けられる結果、経済成長の押し上げに直結する全要素生産性（TFP）について、0.1%～0.4%程度の上昇が見込まれる。

ii) 対日直接投資について、12%程度の上昇が見込まれる。

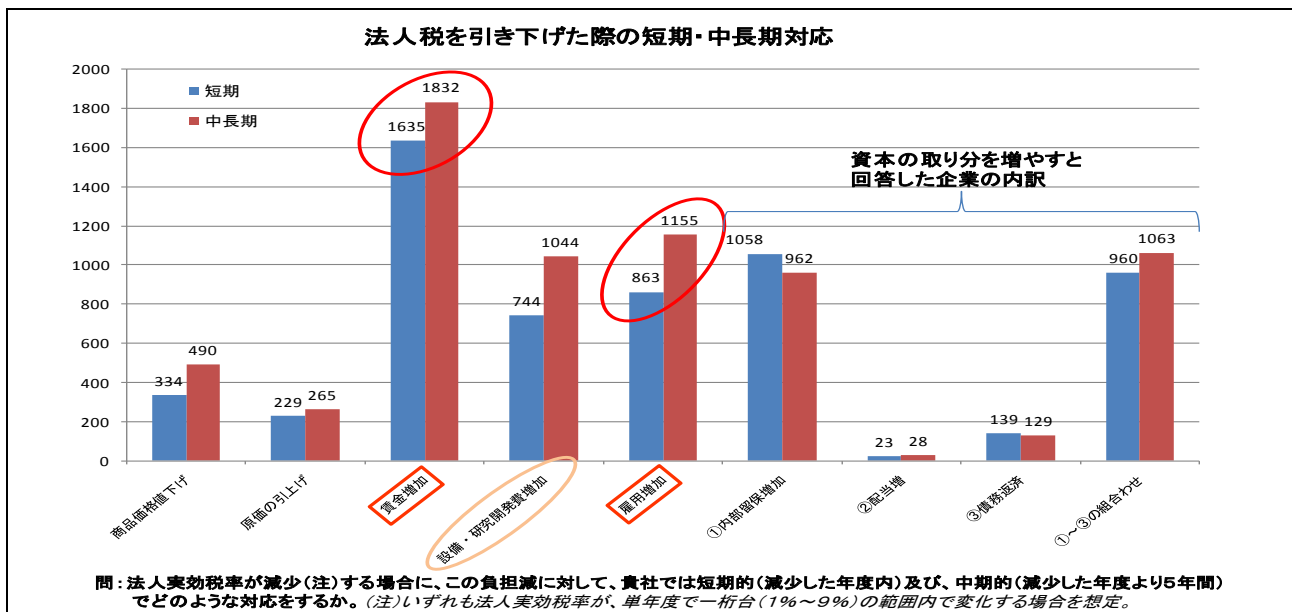
図IV-2-12 法人税と経済成長、生産性、対内直接投資との関係に関する実証研究

研究名	計測期間	分析の概要
J. Arnold(2008)	1971年～2004年	OECD21カ国の成長率に与える税制の影響を直接的に実証分析。推計結果によると、経済成長へのマイナス効果は、法人税、所得税、消費税、固定資産税となっており、 法人税による成長への下押し圧力が最も大きい (上記OECDの報告書(“Taxation and Economic Growth”(2009))の理論的根拠となっている)。
Schwellnus, C. and J. Arnold (2008)	1996年～ 2004年	OECD諸国における約10万社の個社データをベースに、 個社ごとのTFPを算出して 、法人税率と生産性上昇との関係を実証分析。 法人税率を5%引き下げた場合、企業の毎年のTFP上昇率が0.4%上昇する。
Vartia, L.(2008)	1981年～ 2001年	OECD16カ国における21の産業群のデータをベースに、 産業毎のTFPを算出して 、法人税率と生産性上昇との関係を実証分析。 法人税率を5%引き下げた場合、毎年のTFP上昇率が0.1%上昇する。
財務総合政策研究所(佐藤)(2009)	1985年～ 2007年	前期の海外直接投資額は当期の投資水準に影響を与え、 投資受入国の法人実効税率が1%引き下げられると、その国への海外直接投資が約2.4%上昇する(データはOECD30カ国)。

出所：各種資料より経済産業省作成

②また法人実効税率引下げによるキャッシュフローの改善は、賃金や雇用の増加につながる事が期待される。中長期ではその傾向が強い。

図IV-2-13 法人税を引き下げた際の短期・中長期対応



③法人税引下げを含めた政策資源の集中的な実施により、新成長戦略の目標(実質GDP成長率2%・名目GDP成長率3%)が実現する場合、ベースライン(注1)より、3年間の累積効果では、+2.1兆円の法人課税収入の増加効果(注2)が見込まれる。

(注1) 実質GDP成長率1%をベースラインとしている。デフレーターは1として名目GDP成長率を試算。

(注2) 減税による減収分を含まず。なお、過去の景気回復局面での法人課税の税収弾性値は3～11程度であり、3で試算。

3. 収益力を高める産業再編・棲み分け、新陳代謝の活性化

(1) 現状

既にI. 2. (1)で見たとおり、日本では製造業、エレクトロニクス産業を中心に同一業種内に多数の企業が存在し、利益率は海外企業の半分以下であるケースが多く見受けられる。

こうした収益力の低迷には様々な原因が考えられ、単純に国内における企業数の多寡の問題だとは必ずしも言えないが、グローバル競争における投資の現状とスピードの重要性が増しており、産業再編や棲み分けも含めた事業の「選択と集中」が、これまで以上に求められている。

また、成長分野に資本や労働力といった資源が円滑にシフトしていくためには、企業の撤退・創出といった「新陳代謝」が促進されることが重要であるが、我が国は、起業数もベンチャー企業への投資額も共に低迷する状況から抜け出せておらず、世界金融危機後、その状況は一層深刻になりつつある。

(2) 今後の対応についての基本的考え方

産業再編や事業分野の棲み分けは、当事者である民間企業が主導して実現されるべきものであり、政府の役割は、主として、その際の阻害要因を除去することにある。

他方、産業再編や事業の棲み分けには、それを後押しする制度や実体面での様々な「原動力」が重要となる。例えば、米国であれば株主によるガバナンス、欧州であれば市場統合、通貨危機後の韓国であれば政府の強力な指導といった圧力が、そうした取組を市場の中で促す「原動力」として機能しえた。しかし、我が国では、伝統的に存在していたメインバンクによる監視・監督や、かつての産業保護的な政府の関与が大幅に減少する一方、事業形態の見直しを企業外部から迫るメカニズムが必ずしも十分に確立しておらず、産業再編や事業の棲み分けを後押しする原動力が不足しているとの見方も根強い。

こうした状況に鑑み、今後は、「民」主導での「選択と集中」の促進に向け、コーポレートガバナンスの仕組を強化するとともに、政府としては、規制、資金、人材・雇用面での阻害要因を除去していくべきである。

併せて、自律的な産業構造の転換を促進し、新たな成長分野に経済全体として適切なリソース配分がなされるよう、起業・転業・事業再生を促す仕組みも強化していくべきである。

(3) 具体的な分野毎の政策対応

①競争政策関係

<基本方針>

競争促進による切磋琢磨は、個々の企業の競争力強化の観点から極めて重要である。他

方、企業活動のダイナミズムや国際競争力の確保に不可欠な「選択と集中」を一層進めていくため、戦略的 M&A を展開し、投資の規模とスピードを確保することが不可欠である。国内市場での競争に加え、グローバル市場でも勝ち残らなければ、中長期的に雇用や技術も国外に流出し、経済成長の基盤を喪失することになりかねない。こうした状況を踏まえ、競争政策の視点を、従来の「短期・国内市場中心の競争促進」に加え、「中長期・グローバル市場での競争力強化」にも置くこととし、これらの両立を図る。

< 具体的対応策 >

i) 企業結合審査の透明性の確保

審査の透明性や予見可能性を確保する観点から、現行の企業結合審査の手続きを見直す。

ii) 中長期・グローバル市場にも配慮した企業結合審査への転換

シェアを測る市場の画定、輸入圧力など競争に対する影響の評価などにグローバルな経済実態が反映されるよう、企業結合審査の考え方・基準の見直し等を実施する。

② 雇用・人材関係

< 基本方針 >

企業が再編・棲み分けの意思決定を行うに当たって、雇用維持は大きな課題となる。再編・棲み分けを実際に行うに当たっては、基本的には雇用を維持することが望ましいが、雇用調整に踏み切らざるを得ない場合もありうる。こうした雇用調整を伴う場合についても、むしろ個々の労働者の労働移動をいかに円滑に進めるか、という視点から、国として積極的に支援を行うことが必要である。

< 具体的対応策 >

再編・棲み分けを後押しする以下の雇用・人材施策をパッケージで検討する。

- i) 民間再就職支援会社を活用した円滑な労働移動に対する国の支援の強化
- ii) 企業グループ内外への労働移動のための求職活動・職業訓練に対する支援の強化
- iii) 地域における雇用機会の創出や離職者自らの創業等に対する支援の強化
- iv) 成長分野における人材育成の強化（日本版 NVQ 等の能力評価・育成手法の整備）

（注）NVQ: National Vocational Qualification。英国の能力評価・資格基準

③ 企業組織再編法制関係

< 基本方針 >

現行の組織再編スキームでは、時間的・金銭的負担が多く、機動的な組織再編・M&A を阻害。また、株主保護手続きの不備により紛争も多発している。組織再編の選択肢を多様化するとともに、株主保護手続きを明確化することなどにより、安全・確実・迅速な組織再編を可能とする。

<具体的対応策>

- i) M&A 等の組織再編手続きの簡易化・多様化
- (7) 自社株式を対価とする TOB の簡易化
- (4) 完全子会社化手法（スクイーズアウト・セルアウト制度等）の多様化 等

- ii) 株主保護手続の明確化等
- (7) 株主の株式買取請求権の濫用防止 等

④ ファイナンス関係

<基本方針>

企業が、戦略分野や海外への進出を目指した産業再編・棲み分けを行う場合に必要となる多様な資金ニーズに対応する。

<具体的対応策>

- i) 産業革新機構の積極的活用
- (7) 企業の事業部門の切り出しや事業の再編支援は、産業革新機構に大きく期待される役割の一つ。これを積極的に活用する。

- ii) ニーズに対応した資金調達支援策の検討
- (7) 以下をはじめとする具体的な資金ニーズに対応した資金調達支援策を検討する。
- (A) 戦略分野や海外市場への進出にあたっては、企業買収資金、販路開拓・マーケティング費用、国内生産能力の増強・戦略分野への進出に必要な設備資金
- (B) 再編・棲み分けにあたっては、設備廃棄及び関連資金

⑤ コーポレートガバナンス関係

<基本方針>

グローバル市場での競争に勝つためには、社会経済の変化に迅速かつ適確に対応する力（変化対応力）を向上させ、我が国において M&A 等の企業再編を促す原動力とすることが必要である。

そのため、最新の知見を取り入れ、外からのガバナンスを強化することにより多様な意見が経営に反映されるよう、外部者を含めた役員構成の多様性を確保することとする。

また、内部統制制度の充実に起因するガバナンスの重複と、立法の不備によるガバナンス不足の双方に対処するため、グローバル競争を意識したコーポレート・ガバナンスのあり方を見直すこととする。

<具体的対応策>

- i) 役員構成の多様性の確保
- (7) 社外役員・独立役員の見直し（要件の明確化、過去要件の緩和など）等により、社外・独立役員を導入しやすい環境を整備する。

- ii) 企業統治に関する機関設計・各機関の権限分配の見直し
- (7) 企業の機関設計の柔軟化（監督と執行の分離の容易化）等により、効率的かつ効果的なガバナンス体制の在り方を検討する。

⑥ 起業、転業、企業再生支援関係

<基本方針>

「100 万社起業」の実現に向けて、産業構造全体の新陳代謝を促進させるべく、起業、転業、企業再生に関する取組みを抜本的に強化する。

<具体的対応策>

- i) 資金調達支援
- [リスクマネーの増大]
- (7) 産業革新機構の活用（呼び水機能）
- (4) 中小機構による出資要件の抜本見直し（要件緩和）、出資限度額の大幅拡大

- [融資制度の創設・拡充]
- (7) 起業・転業支援のための融資制度の創設・拡充

- [経営支援と一体的な資金供給の拡大]
- (5) 中小機構と地域金融機関が共同して、地域の起業家・転業者を資金・経営力両面で支援

- ii) 事業の安定化支援
- (7) 起業当初は内部留保が薄くなることを踏まえ、経営安定化のための対策を強化

- iii) イノベーション創出の基盤整備
- (7) 起業の基盤となる起業家、研究者、企業関係者のネットワークの構築
- (4) グローバルキャピタリスト人材の育成（海外 VC 等での研修）
- (7) IPO 審査の透明性確保・明確化、J-SOX の運用見直し、四半期開示規則の見直し、成長分野への投融資を促すことの監督指針での明確化 等

- iv) バイオベンチャー支援
- (7) 多額の費用を要するバイオベンチャーと病院等との共同研究に対する助成を行い、実用化を促進

(イ) バイオベンチャー向けに、バイオ医薬品の受託製造や、研究・人材育成等を集中的に支援する拠点を整備 等

v) 起業促進に向けた「場」の提供

(ア) 規制改革や、従来、公（自治体など）が実施してきた事業の民間開放を進め、起業促進に結びつける

4. ものづくり「現場」の強化・維持

(1) 基本的な方向性

（「現場」から再構築する競争力基盤）

我が国企業は、製造業を中心として、「現場」主導によるボトムアップ型での自律的な改善活動と、中小企業を含めた取引先企業の高い技術力と綿密なすり合わせ作業によって、コスト削減、品質向上を実現してきた。こうした生産・開発等の現場における労働者の高いモチベーションと改善・すり合わせ能力は、日本企業が「強み」として維持している大きな特長であり、我が国企業の競争力の源泉となってきたといっても過言ではない。

こうした強みの源泉を見失い、単に国内での生産コストが相対的に高いという理由だけで安易に生産拠点を海外にシフトさせてしまえば、絶え間ない自己進化と新たな付加価値を生み出し続ける「イノベーティブな現場」を失い、長期的な競争力を失うことにつながりかねない。

今後、日本企業が「経営」の質を向上させてトップダウンによる戦略的な付加価値向上を追求していくことが不可欠であるとしても、「現場」の力をおろそかにしては、この先のグローバル競争を勝ち抜くことはできない。

一方で、新興国市場を中心としたグローバル競争が激しくなる中で、すりあわせの強みだけを「イノベーティブ」であるとし、マーケットのニーズとあわない性能と品質を「高付加価値」であるとする「錯覚」からも脱することが必要である。投資の規模とスピードを確保することで、コスト競争力を確保することも、ものづくりにおけるイノベーションであり、むしろこうした要請は強まってきていることを、改めて認識すべきである。

そうした観点からは、日本企業が直面している最大の脅威は、マーケットが求める「性能・品質」と「コスト」の双方を実現してきたイノベーティブな生産技術を持つ国内の「現場」が、技術力やモチベーションの高さなどを含めた「質」の面で、新興国に追い上げられていることである。

（グローバル競争の中で、国内に残すべき「現場」）

今後、新興国の拡大する「ボリュームゾーン」市場を開拓していくためにも、製品の生産機能等を一定程度新興国に移転していくことは避けられない。他方、生産プロセスの自己革新を継続的に行うことのできる国内の「イノベーティブな現場」の存在は、地域内に集積し、相互補完的に機能することにより、我が国の国際競争力を下支えする力となる。加えて、こうした国内の「イノベーティブな現場」は良質な雇用を生み、地域経済活性化のカギとなる。

特に重要なものとして、我が国のものづくりの根幹を担う「工場のマザー機能」を国内で維持・強化し、そこを起点として先端技術の開発能力を強化したり、生産性の高い量産

工程に波及させたりしていくことが、「ものづくり日本」の復権に向けた第一歩である。

（「イノベーティブな現場」の維持・強化に向けた対応の方向性）

「イノベーティブな現場」を維持・強化していくためには、何よりも、日本国内の拠点が最先端の製品やサービスを生み出す場であり続けなければならない。そのためには、製品開発から量産に至るまでの各段階において、付加価値を生み出す機能を継続的に強化していく必要がある。

基礎技術開発や製品開発の段階については、6. でも述べるとおり、個別の民間企業だけでは手の届かない技術開発やそのための基盤整備を産学官の連携で進めるほか、「自前主義」を越えた異業種間の連携等による新商品・サービスの創出を促進する取組が必要である。

生産技術開発の起点となる基幹工場（マザー工場）については、「開発部門と一体となった試作品・新商品開発機能」、「高度な生産技術の開発と移転を行う拠点機能」、「最先端製品や基幹部品の製造機能」といった3つの役割を果たしうる。技能の伝承などを通じて、この機能を国内に維持・強化していくことは、そこを起点とした先端技術の開発能力強化や、生産性の高い量産工程への波及を通じて国内拠点の生産性向上に資するものであり、死活的に重要である。

量産段階については、大きな雇用創出が期待できる一方で、それがゆえに「労働コストの高い国内生産では、国際的なコスト競争に勝てない」との思いこみが一部にある。しかし、例えば、装置産業化の傾向が顕著となる分野においては、生産技術のイノベーションとともに、規模の経済を働かせることによって、国内で生産を行っても国際的に通用できる十分なコスト競争力を持ちうる。また、最先端の製品やその部材を担う、又は生産性を極限まで高めた工場は、国内に立地していても、グローバル競争に対峙できる。こうした段階についても、積極的な設備投資を促していくことで、国際競争力を強化し、国内での付加価値と雇用の創出につなげていくことが必要である。

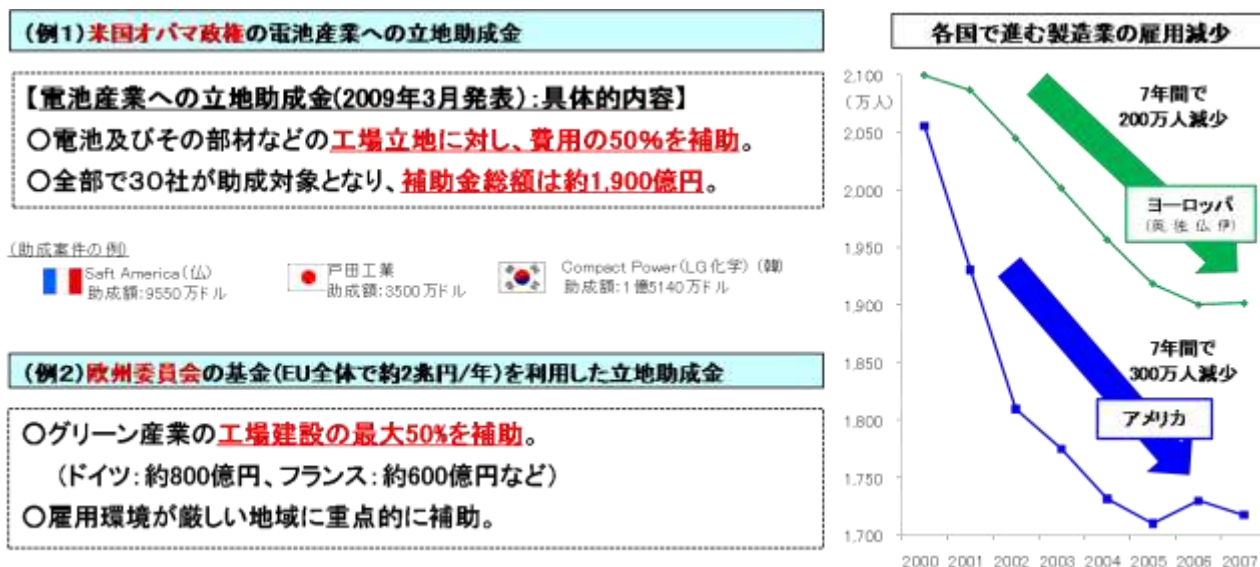
以下、こうした方向性を具体化するための方策について述べる。

（2）最先端の国内成長分野での国内投資支援

日本企業は業績悪化局面で設備投資を抑制する特徴が顕著であり、危機のたびに国際競争でギリ貧になっていく傾向があるとの指摘がある。また、例えば、エレクトロニクス分野では2～3年ごとに最新の設備が登場し、生産性が非連続的に向上するという特徴があり、積極投資を継続できるかが、コスト競争に直結する。他の先進国では成長が期待できる再先端分野への強力な投資支援を実施しており、我が国においても、平成21年度第二次補正予算において、環境・省エネ産業の国内立地を支援する『低炭素型雇用創出産業立地推進事業費補助事業』を実施し、グリーン雇用の創出にも貢献するなど、国内投資活性

化の面で大きな効果を挙げている。我が国が「強み」を持ち、将来の成長が見込まれる最先端の戦略分野（グリーン関連、ライフ関連等）において、国内投資を政策的に支援することによって、国内の「イノベティブな現場」の維持・強化と国内雇用の創出に繋げていくべきである。

(参考：欧米における最先端分野への積極的な国内投資支援策)



(3) 「現場人材」の育成

(「現場」の技能伝承を進める仕組づくり)

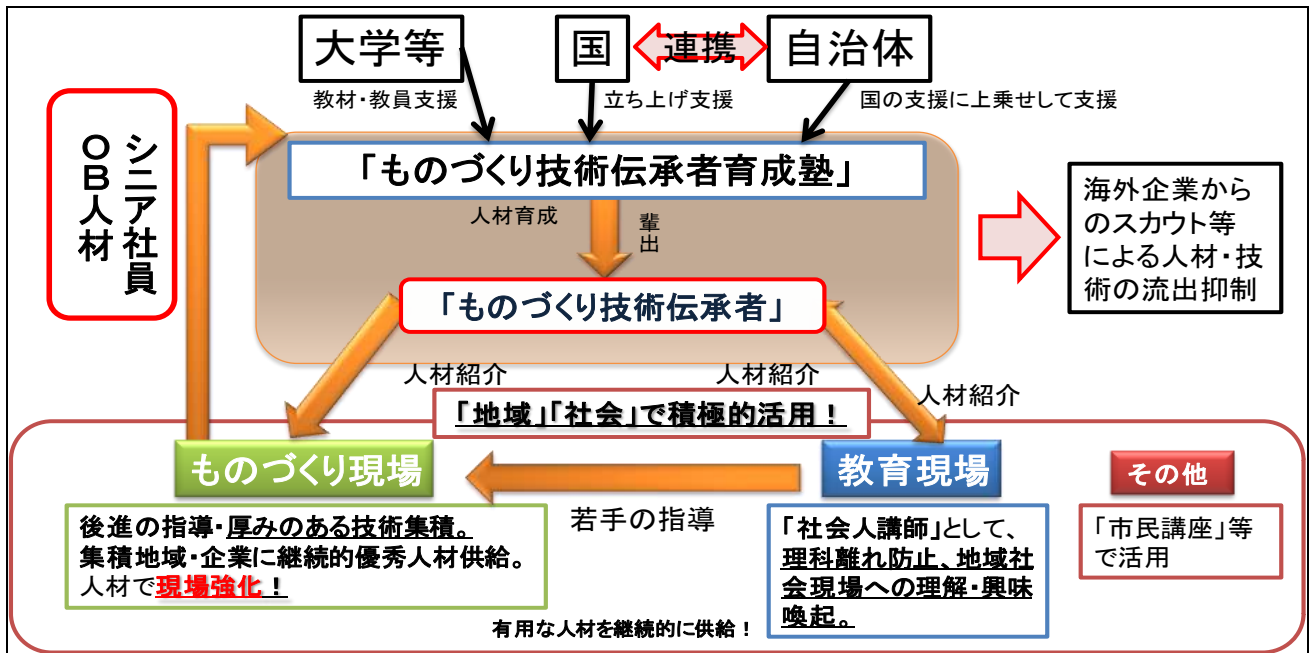
次に、「現場」を支える人材の劣化を反転させ、技能伝承を進めなければならない。派遣労働の活用の拡大や金融危機後の需要急減もあり、20代の若手労働者を中心に教育訓練が不足し、十分な技能の蓄積が進んでいないとの指摘がある。一方で、高度経済成長を支えた団塊の世代の大量・一斉退職が既に始まっており、企業内で指導する人材や時間が不足しているとの声が強い。その結果、ものづくり現場が「ノウハウの塊」を失い、十分な処遇を得られなかったと感じる高齢技能者等の海外企業への転職等による技術流出も懸念されている。

こうした状況に対処するためには、例えば、産学官の連携により、有識者も交えて、自治体・大学等と協力しながら、大企業のOB人材等を地域の中小企業に派遣して技術指導を行うといった取組を行うことが考えられる。実際、滋賀県野洲市では、IBMが撤退し、半導体、PC関連の技術者の多くが早期退職することとなった。他方、周辺には多くの中小企業が存在し、現場力（ものづくり力、設計力・カイゼン等）の低下に悩んでいた。これを受け、OB人材等を活用した「ものづくり企業経営アドバイザー」の総合的な育成機関を設立している。

このような取組を横展開するため、国は自治体、大学等と協力。シニア世代社員、OB人材等の経験豊富な人材を活用した「ものづくり技術伝承者育成塾」立ち上げを支援し、

各企業での技術伝承支援を行う。また、ものづくり技術伝承者育成塾修了者を教育現場等の地域社会でも活用し、早期段階からの人材育成を行っていく。これにより、理科離れを防止しながら、ものづくりに対する興味を喚起し、ものづくり現場への人材供給を継続的に行うことが期待され、雇用の質の向上、高度人材の流出防止にもつながり、地域経済への貢献も期待できる。

図IV-4-1 「ものづくり技術伝承者育成塾」構想のイメージ



出所：経済産業省作成

また、先端的な研究開発を担う高度技術人材についても、企業単独でオンジョブ・トレーニングをベースにして人材育成を行うには限界がきている。これまで、大学教育と産業界の実践的なニーズの橋渡しをする取組が進められてきたが、修士・博士課程を終了後の学生の多くが就職にあたっての困難に直面している状況に象徴されるように、必ずしも両者のギャップは埋まっていない。

こうした状況に対処するため、産学が一体となって、産業界のニーズにも合致した技術開発や技術経営に関する教育カリキュラム・評価手法等の開発を行い、先駆的な教育プログラムを行う大学に対して、官民共同による奨学金等の経済的支援を行うとともに、優れた教育プログラムの修了者については、産業界は優先的に雇用するといった取組が考えられる。こうした産学官連携での人材育成プログラムを通じて次世代産業を支える高度人材、戦略的な経営センスを有する技術人材の育成を進めていくべきである。

(4) 中小企業の海外市場開拓支援

国内の中小企業がアジアを始めとする海外市場を開拓することは、国内の「現場」を残し、国内雇用を維持するためにも必要である。また、既に述べたとおり、中小企業にとっ

ては、大企業からの受注生産のみに依存するのではなく、自社ブランドによる取引が今後重要となってくる。こうしたことから、中小企業の国際展開の課題を克服するために、海外展開の準備段階から、契約締結段階までを、国内外で一貫して支援することが重要となる。このため、企業の海外展開に強みを持つ JETRO と、中小企業の経営支援に強みを持つ中小企業整備基盤機構が密接に連携し、中小企業を海外市場に導く総合的な支援を実施していく。

具体的には、準備段階においては海外展開の方法、ターゲット市場に関する趣向、規制などについての情報が不足し、またそもそも中小企業ではグローバル人材が不足していることから、情報提供や人材育成を抜本的に強化する。また、海外進出段階においては、外国語での交渉や契約締結、消費者対応などが困難であることや、ビジネスパートナーと出会う機会が少ないことから、海外見本市への出展や、商談機会の創出、マッチング等に対する支援をこれまで以上に拡充・強化する。最後に、契約段階においては、ビジネスパートナーとの継続的な契約交渉や技術・ノウハウの流出への対応が困難であることから、国内外での継続的な支援を抜本的に強化する。

(5) 企業を超えた性能計測・評価拠点の整備

優れた「現場」の力を結集するためにも、個者のみの対応では困難な分野の取組を支援する必要がある。特に、性能計測・評価機能は、世界規模でのオープン・イノベーションが進展し、世界から卓越した企業・研究者を集める共通インフラとしての拠点の形成が主要国で進められているところである。

国内でも、これまでにない先端技術の世界規模での実用化・普及に向け、安全性、寿命等の性能評価、基準の策定及びその認証を行う拠点の整備が不可欠となっている。特に、太陽電池、次世代蓄電池、生活支援ロボットについて、取組が始まったところであり、また、化学分野での評価拠点、先端ナノ計測性能評価拠点等の性能・安全性評価基盤の確立に向けて、産学官の知を結集する場を整備する必要がある。

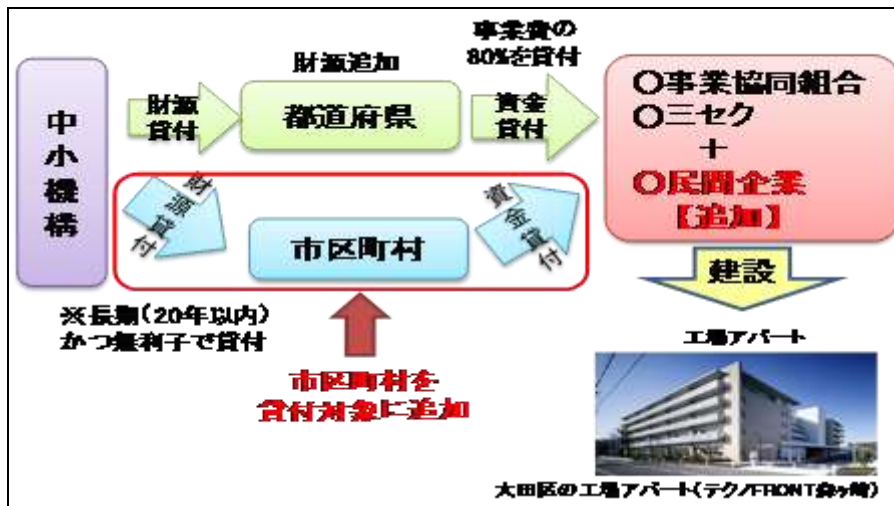
(6) 企業集積・産業集積の維持・発展

「現場」同士のネットワークのハブとして技術革新の基盤にもなってきた企業や産業の集積は、操業環境の悪化により中小企業の数が増減し、機能が低下している。したがって、企業・産業の集積が持つ機能の維持・強化を支援する施策を早急に具体化すべきである。たとえば中小機構が行う高度化融資の貸付対象に市区町村を追加し、町工場がひとつの建物に集積する「工場アパート」の建設等を支援する。移転事業者の工場跡地を活用することで、資金繰りの改善も期待される。

また、広域的な産業集積の維持・発展を目指すためには、「国と地方の壁」、「府省のタテ割りの壁」、「県境・市境の壁」の3つの「壁」を打破し、国と地域の共創・協働を行う必要がある。具体的には、文部科学省や国土交通省とも連携し、政策資源を有効に投入して

いくための仕組みづくりを行い、地域で活躍する人材同士の全国的ネットワークなどの基盤的なソフトインフラ（「イノベット」）を整備する。

図IV-4-2 具体的な支援イメージ（「工場アパート」への支援強化）

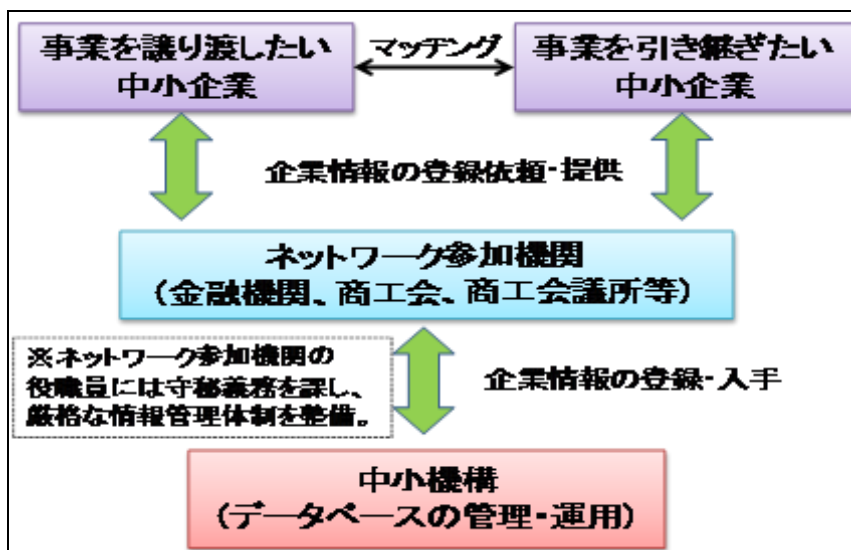


出所：経済産業省作成

(7) 中小企業の引継ぎや事業統合の支援

中小企業の事業の引継ぎを支援し、雇用や技術を承継していくことや、中小企業の体力向上のために再編・連携を促進することは重要な課題である。特に現在、事業の引継ぎに係るニーズのミスマッチや資金面の負担等が課題となっている。そこで、全国の金融機関や商工会・商工会議所などをネットワーク化、「事業を譲り渡したい企業」と「引き継ぎたい企業」のデータベースを整備する。こうした中で、マッチングを促進することに加え、事業の引継ぎに際しての資金面の支援も実施する。

図IV-4-3 具体的な支援イメージ（マッチング事業）



出所：経済産業省作成

5. 付加価値獲得に資する国際戦略

(変わりゆく「対外経済戦略」の重心)

対外経済戦略は、自国の産業競争力の強化や事業環境整備に資する内外一体の経済産業政策として、以下の国際環境の変化を踏まえつつ、推進する必要がある。

第一に、新興国の経済力増大に伴う国際経済秩序の地殻変動である。

アジアを中心とする新興国の経済力の増大は、新興国の発言権の増大を通じて、多国間主義に基づく普遍的なルール形成を困難にしている。従前は先進国主導で進めてきた多国間での国際ルール形成は、WTO ドーハ・ラウンドやポスト京都議定書をめぐる国際交渉に見られるように、新興国が実質的な拒否権を持つ形となり、停滞している。

この結果、多角的自由貿易体制などの国際経済秩序は、経済グローバル化を始めとする新たな時代の要請に応えられなくなりつつある。例えば、関税以外の国境措置、基準認証、政府調達などの国内規制、法執行の透明性、物流網やインフラの未整備等、国境の向こう側の様々な問題が円滑な貿易・投資の障害として顕在化している。① WTO ドーハ・ラウンド交渉を早期に決着させ、新たな枠組みの構築に着手すること、② 諸外国に遅れをとっている EPA/FTA、投資協定、租税協定などの二国間・地域間の枠組みにより多国間の自由貿易体制の補完を図ること、を通じて新たな国際経済ルールを形成していかなければならない。

第二に、アジアの経済統合に向けた取組の必要性の増大である。

新興国の台頭は、ここ 20 年あまり停滞している日本の経済的地位の相対的低下をもたらした。国内市場の拡大が見込まれにくい我が国が経済成長の糧を求め、事業環境としての魅力を維持するためにも、様々な国・地域との二国間・地域間での経済統合を進めることが急務となっている。特に世界の成長センターであり、我が国が深い経済関係を有するアジアとの経済統合を進め、我が国の成長へつなげていくことが必要である。

第三に、企業のビジネスモデル変化に対応した官民連携のあり方の変容である。

既に I. で論じているとおり、先進的なグローバル企業は「モジュール化の進展」と「投資の大規模化、迅速化の要請」といった状況に適応したビジネスモデルの変革を進めている。こうしたビジネスモデル競争に対処していくためには、官民が今まで以上に緊密に連携して対応していく必要がある。企業としては、各種の政策ツールを自社の経営戦略に適合する形で戦略的に活用することが求められており、国としても、自国企業の経営戦略を熟知した上で、企業のニーズに対応したきめ細かい支援を戦略的に行うことが求められている。

第四に、気候変動問題などの解決に向けた国際ルールの重要性の高まりである。

90 年代以降、地球温暖化対策をはじめ、化学物質管理などの環境規制、生物多様性の維持など、様々な社会的課題の解決のために国際的なルール形成が活発に行われるようにな

っている。こうしたルールは、国境を越える企業活動に大きな影響を及ぼすことになっており、企業行動のインセンティブの与え方を含め、国際的なルールの制度設計は、企業活動に対しても死活的な影響を与えるようになっている。

とりわけ、気候変動問題は、我が国のみならず、世界全体が一丸となって取り組む必要がある。地球環境の制約条件の下でいかに接続的な経済発展を図るかという国際社会共通の課題に対し、日本の優れた低炭素技術・製品等を活用しながら、民間企業等の取組を強力に後押しすることで、世界の温室効果ガスの削減に貢献するような仕組みづくりをしていかなければならない。

これらの環境の変化に対する政策的対応として、以下のような考え方に基づいて、内外一体の経済産業政策講じていくことが必要である。

- ・ 切れ目のないビジネス環境を作り、現在の分業体制をさらに高度化し、成長する市場との一体的な成長に向け、「アジア経済との一体化」を強化する。
- ・ 新興国の成長を「課題解決」国家として支援し、インフラ投資や個人消費を拡大し、アジア内需を創造し、持続的な成長を支援する。
- ・ 国が日本企業の輸出、投資を支援するとともに、海外から高付加価値機能を呼び込み、日本をアジアにおける魅力ある事業活動の場とする（アジア拠点化）ことで、我が国における「内外需」の好循環を生み出し、雇用を創造する。
- ・ 世界と協調しつつ、日本が議長国を務める 2010 年の APEC の機会をはじめ、東アジアサミット、日中韓、二国間関係など様々な国際枠組みを活用していく。

こうした考え方に基づいて具体的には次のような政策を展開していくことが必要である。以下では、内外一体の経済産業政策の展開について述べつつ、特に戦略的な国際標準化の推進、CO2 排出削減に向けた新たなメカニズムの構築、については、項を分けて論ずる。

(1) 内外一体の経済産業政策の展開

グローバル化に対応した新たなルール形成と新興国市場の重要性の高まりに対応し、次のような具体的な政策を、一体として、大胆かつ迅速に進めていく必要がある。

第一に、経済連携協定（EPA）ネットワークの拡充である。経済連携協定は、関税だけではなく、投資・サービス・知的財産権の保護といった面でのルール整備も行うものであり、相手国・地域における総合的なビジネス環境整備に資する。製造業のアジア域内分業ネットワークを更に強化する上でも、また、システム輸出や文化産業の進出を支援する上でも、引き続き、経済連携協定のネットワークを拡充していくことは重要である。とりわけ、アジア諸国との関係での競争が激化している点からも、競争条件が劣後することのないよう、

的確に対応していく必要がある。

そのため、必要な国内施策を講じつつ、① 交渉中の EPA の早期締結、② 日中韓 FTA や CEPEA 等のアジアにおける広域 EPA、③ EU 等の大市場国や新興国・資源国との EPA に重点を置いて、積極的に進めていくべきである。さらに、アジア太平洋自由貿易圏構想 (FTAAP) を進めるとともに、また、環太平洋連携協定 (TPP) 交渉の行方を注視していくことが求められる。

第二に、投資協定、租税条約、社会保障協定の締結・改定の推進である。投資協定は、投資先としての法的安定性・予見可能性を高めることに資するものであり、租税条約は、移転価格税制など二重課税のリスクを低減することに役立つ。社会保障協定は相手国との間での人の移動の円滑化に資する。メリットを最大化するために、早急に対象国を特定し、関係省庁が一体となって必要な交渉リソースを割き、交渉を積極的に進めるべきである。

第三に、インフラ整備によるアジアの成長支援である。アジアの 8 兆ドルにも及ぶと言われる莫大なインフラ需要に対しては、これまで我が国としても積極的に計画段階から協力してきた。こうした「ハード」(道路、港湾、産業団地等) や「ソフト」(通関手続改善、越境交通協定、投資制度等) 両面でのインフラ整備を進めることは、アジア内需を拡大してアジア全体の成長に資するものであるとともに、アジアに展開している日本企業のビジネス環境整備にも資するものであり、今後とも、東アジア経済統合センター (ERIA)、アジア開発銀行 (ADB) 等とも連携しながら、「アジア総合開発計画」を充実させていくべきである。

第四に、「ネクスト・ボリュームゾーン」とも言うべきアジアを始めとする途上国の低所得階層向けのビジネス (BOP (Base of the Economic Pyramid) ビジネス) への支援である。BOP ビジネスは、将来のボリュームゾーンとなり得る市場・基準の獲得や継続的・効果的な経済協力の実施につながるものであり、ODA などを活用しながら、官民連携で進めていくことが必要である。欧米では官民が連携した積極的な取組が数多く見られ、今後は、日本においても国内の支援推進体制の整備や、各種公的支援の整備・拡充、JETRO を活用した先行事例・各国市場調査、普及啓発活動の実施などを通じ、積極的に支援を進めていくべきである。

第五に、中小企業を含む日本企業の輸出・投資支援強化である。アジアをはじめとする海外の新興国は市場規模が拡大し、購買力が伸びていくことが見込まれる。そうした中で、中小企業も大企業からの受注生産に依存するのではなく、自社ブランドでの取引を行い、自ら成長する海外の市場と繋がっていくことが重要となっている。他方で、中小企業が国際展開を図っていくためには、多くの課題が存在しており、海外展開を準備段階から契約締結段階まで国内で一貫して支援する体制が不可欠である。そのため、JETRO や中小機構などの機能を積極的に活用しながら、「国」が一步前に出て、情報提供や人材育成支援などを抜本的に強化するとともに、海外見本市への出店支援や商談機会の創出・マッチング支

援などを継続的に進めていくべきである。

(2) 戦略的な国際標準化の推進

(「戦略的」に進めるべき国際標準化)

既に述べてきたように、日本経済の行き詰まりの要因の一つとして、企業側は「どの基幹技術をブラックボックスにし、どの部分をオープンにして国際標準化を目指すか」の事業戦略に基づいて戦略的な標準化を行わずに世界シェアを落としたことが挙げられる。

ここで重要となるのは、自らの強みを明確化し、「どこをクローズにし、どこをオープン/標準化するか」という「選別」である。この基本的考え方を官民で共有した上で、国として、どの分野の、どの部分の標準化を進めていくか、検討しなければならない。標準化は、従前から欧州が極めて戦略性に長け、米国、さらには中国もその重要性を認識し、活発な国際標準化活動を行ってきた。実際、国際標準戦略の巧拙が事業自体の成功を左右する事例は枚挙に暇がない。「標準戦略での敗戦が、ビジネス全体の敗戦につながる」という意識の下で、官民が総力を挙げて取り組むべきである。

(具体的な対応の方向性)

具体的には、以下の四点について重点的に対応していくことが重要である。

第一に、国家として推進すべき戦略分野の特定である。官民の限られたリソースを効果的に投入して国際標準化（あるいは国際標準化の阻止）に向けるためには、国際的な議論の視点やライバル企業も含めた世界のプレイヤーの技術動向、日本企業の「強み」などを多角的に分析し、日本企業の経営・事業戦略とも摺り合わせを行いながら、戦略分野を特定していかなければならない。そのため、世界的な成長が期待され、我が国が優れた技術を有する分野（スマートグリッド、電気自動車、燃料電池、LED 照明など）を戦略重点分野として特定した上で、官民が一体となって国際標準化戦略を策定し、戦略的かつ迅速に取り組を進めていく。なお、今後有望な分野は、複数の業種にまたがる業際領域が多いことから、業種を超えた「場」の設定なども必要である。

第二に、「システム思考」の導入である。これまでは、個々の要素技術に着目した標準化がなされることが一般的であった。しかし、これを個々の要素技術によって構成されるシステム全体がどのようなものか、を見据えた視点をもって標準化を進めていかなければ、事業の収益性に貢献する成果は覚束ない。

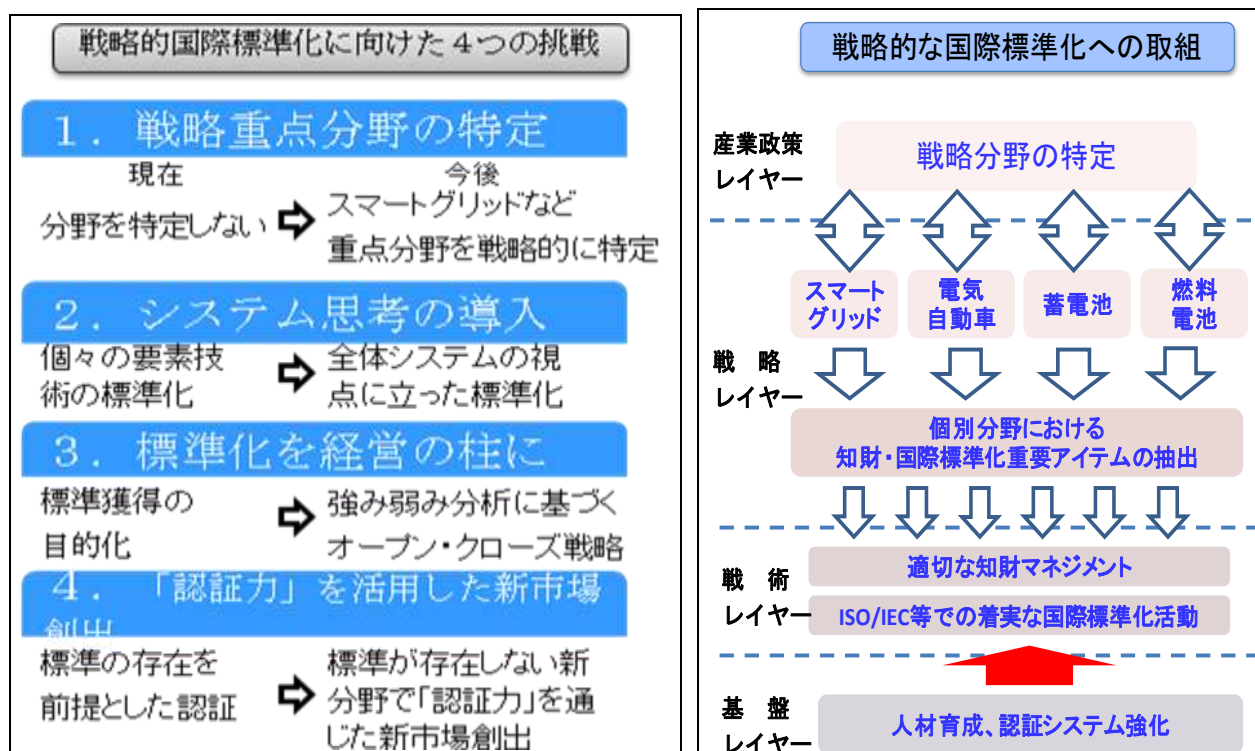
第三に、企業側は「どの基幹技術をブラックボックスにし、どの部分をオープンにして国際標準化を目指すか」の事業戦略の策定を「経営」の柱に据える、ということである。これまでも指摘されてきたことであるが、日本企業においては、技術開発部門や知的財産権管理部門が標準化活動を主導し、時として事業戦略を伴わない「標準化のための標準化」がなされたり、クローズにする分野とオープン/標準化する分野の選別の重要性を認識せず、

標準化そのものを肯定したり、経営トップを交えた経営戦略全体の中で標準化が位置づけられないといった対応がなされたりすることが多かった。こうした状況を脱却し、自社の経営の最大の問題として、標準化の是非とその具体的な進め方を見定めていく必要がある。

第四に、「認証力」を活用した新市場創出という発想である。これまでは、新産業技術が生み出されても、その安全性あるいは信頼性を公正に判断する手法が迅速かつ適確に提案されなかったことが、早期の市場化の機会を逃す一つの要因となっていた。今後は、研究開発と一体的に、新技術の安全性・性能に関する試験方法、評価技術、リスクアセスメント手法の開発を行うとともに、実用化段階において新技術の安全性・性能評価を行う認証体制を迅速に立ち上げるといった「認証力」を育成していくことが必要である。これにより、新分野における「安全・安心」及び「高性能」の見える化を図り、我が国の製品・サービス価値の増大につなげ、市場を創出する。

こうした4つの課題とそれへの対応は、「産業政策レイヤー」、「企業の戦略レイヤー」「戦術レイヤー」、「基盤レイヤー」として、相互に密接に関連している。この関連性を踏まえながら、事業戦略と国際標準化を一体的に取り組んでいくことが我が国の国際競争力強化のために欠かせない要素である。

図IV-5-1 戦略的な国際標準化への取組



出所：経済産業省作成

(国際標準化の戦略重点分野)

今後世界的な成長が期待され、我が国が優れた技術を有する分野として、①スマートグリッド、②電気自動車、③燃料電池、④LED照明、⑤iPS細胞等幹細胞、⑥安全・安心、クリエイティブ産業(快適性・高機能繊維など)、⑦生活支援ロボット、⑧水関連技術、⑨クラウドコンピューティング、⑩情報技術(国際貨物動静の共有に向けた電子タグ等)の10分野を「戦略重点分野」に特定し、官民で協調し、クローズにすべき分野とオープン／標準化すべき分野を選別した上で、国際標準化を戦略的に推進していくべきである。

こうした分野はいずれも、単なる単品についての要素技術に着目するのではなく、全体をシステムとして考えていく必要がある。また、日本企業の「強み」を将来に渡って見定めながら、どこまでをオープンにし、どこまでをクローズにするのか、という事業戦略の見極めが今後の市場拡大とシェア確保にあたって死活的な要素となる、ということで共通している。こうした戦略分野についての戦略をどう具体化していくか、企業側は経営に直結する問題として経営トップが認識をして対応を行うとともに、官民での検討の「場」を設けて、取組を進めるべきである。また、国際標準化活動を推進するためには、国際標準化の世界で通用するグローバル人材を長期的な視点で育成すべきであり、そのために政府と産業界が協力して、積極的な取組を進めていくべきである。

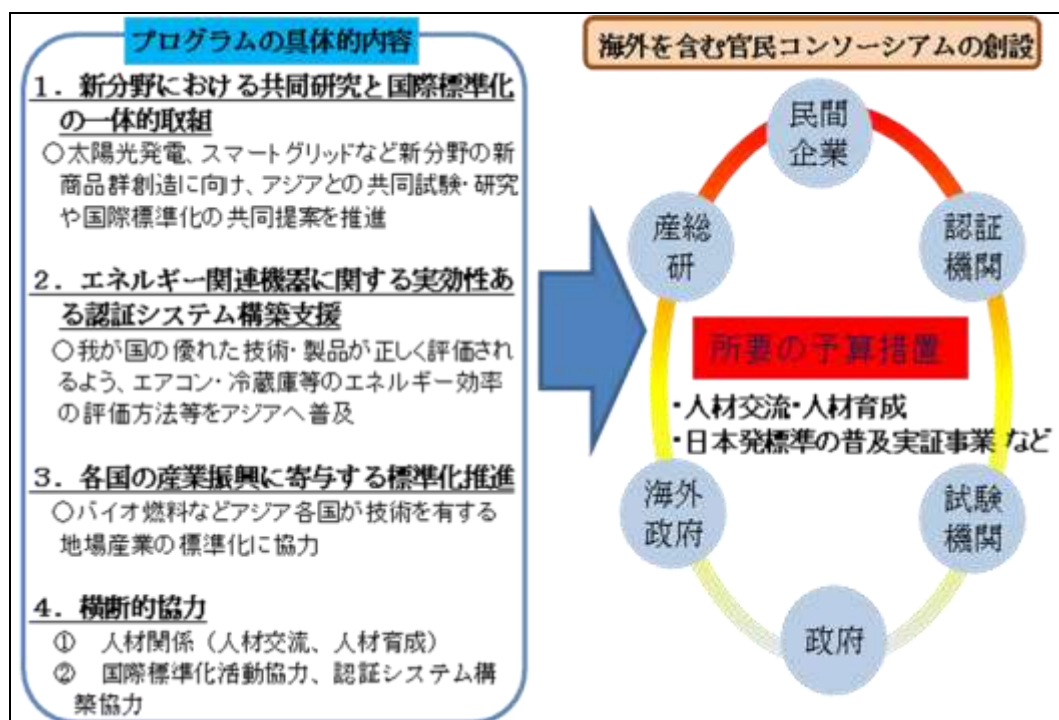
(認証力を活用した新市場の創出とアジア太平洋地域との連携)

アジアにおける環境問題の解決や安全安心社会の実現を進めていく上でも、我が国発の技術を活用して解決に向かうのは、双方にとって意義がある。日本の優れた製品を低価格な「粗悪品」と差別化し、付加価値を獲得していくためにも、品質や環境・エネルギー性能に優れた商品も、それが消費者に対して的確に「見える化」されなければ、それらの優れた価値が認識されないからである。そのため、アジア諸国の認証力を強化していくことが欠かせない。

こうした認識に立ち、我が国が主導して、研究開発から国際標準化、認証までを含めた基準認証分野における協力をアジア大で推進すべきである。

具体的には、①新分野における共同研究と国際標準化を一体的に取組、②エネルギー関連機器に関する実効性ある認証システム構築を支援する、③各国の産業振興に寄与する標準化を推進する、④人材育成や人材育成など横断的な協力を推進する、といった内容からなる「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム(仮称)」を策定し、外国政府や試験機関も含めた官民のコンソーシアムを組成して、実行を図っていくべきである。

図IV-5-2 アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム（仮称）



出所：経済産業省作成

(3) CO2削減の新メカニズム

（我が国の低炭素技術・製品等による国際的な削減への貢献）

気候変動問題は、我が国のみならず、世界全体が一丸となって取り組むことが必要である。我が国の持つ優れた低炭素技術・製品等は、例えば、米中印の3カ国の石炭火力発電所に我が国技術が一斉に導入されれば、約13億トン（我が国の1年間分の排出量）を削減することができるなど、海外貢献に向けて大きなポテンシャルを有している。

現在、我が国技術による海外貢献を後押しする制度は、京都議定書下のクリーン開発メカニズム（CDM）に限られている。CDMは、先進国が途上国で行った排出削減量をクレジットという形で事実上、買い戻す制度であるが、買い戻せるクレジットは、国連が行う統一的な審査を経る必要があり、現状では、準備から登録まで二年以上を要している。対象分野を見ても、フロンやメタン回収等非CO2案件のウエートが大きく、我が国が得意とするエネルギー効率の高い商品（自動車、家電等）や高効率石炭火力発電所などはほとんど適用されておらず、原子力発電やCCS（二酸化炭素回収・貯留）は明確に対象外となっている。これらも含め、課題は大きく三つある。

第一に、長期化する審査自体が大きなビジネスリスクとなっている。中でも、ビジネスベースで採算が合う可能性のあるものは適用対象外とし、純粹に協力ベースのものである

ことを求める「追加性」の判断が厳しい。実質的に、採算のとれないプロジェクトの切り出しを求められているのと同じであり、今のままで優れた技術を持つ民間から更に投資を引き出すのは難しい。

第二に、今の京都メカニズムの下では、歴史的排出責任に基づき、先進国が敢えて、国内のコストの高い対策に挑む構図となっている。実際には、省エネメリットの方がコストよりも大きいような対策が途上国に多数残されているにもかかわらず、CDM による技術移転の排出実績は累積で未だ3億トンと、世界の年間排出量の1%程度に過ぎない。

第三に、世界のエネルギー起源 CO2 の直接排出原因を見ていくと、石炭火力が既に28%。例えば、今後アジア途上国では、2030年までにその比率が49%まで上がると見られている。しかし、CDM の下での大型石炭火力分野の技術移転実績は、全体約2000件中、1件に過ぎない。

このように、現行 CDM の下では、我が国の持つ優れた低炭素技術・製品の実力を十分に活かすことができない。

昨年12月に行われた COP15 では、コペンハーゲン合意がとりまとめられ、国連だけに依らず、各国が独自に行う取組にも新たな可能性を提供した。米国も、企業等の海外貢献を独自に認定する仕組みが盛り込まれた国内法案を議会で審議しているところである(下院では既に法案が通過。上院においても環境公共事業委員会をいったん法案が通過したものの、その後審議が止まったため、5月に再度、新たな法案が公表されたところ)。

こうした新たな国際合意の流れを踏まえ、我が国としても、原子力発電所や高効率石炭火力発電所などの低炭素技術・製品の普及を通じた日本の貢献を、二国間協定などを通じて独自に国内目標への反映を図る新たな仕組みを構築し、民間企業等の取組を強力に後押しすることで、世界の温室効果ガスの排出削減に積極的に取り組んでいくべきである。

図IV-5-3 我が国低炭素技術・製品（及び排出削減見込量）の例

【我が国低炭素技術・製品（及び排出削減見込量）の例】

○高効率石炭火力発電所

- ・米中印国内の全ての石炭火力発電所に、日本の技術を適用した場合、日本一国分のCO₂排出量の削減が可能（約13億トン）。

○原子力発電所


- ・原子力発電所1基あたりの年間CO₂削減効果は約600万トン。

○鉄鋼分野

- ・日本の技術は（ほぼ）利用可能な最先端の技術を保持。これを世界中に適用した場合の削減ポテンシャルは約3億4000万トン（日本の排出量の約26%）。

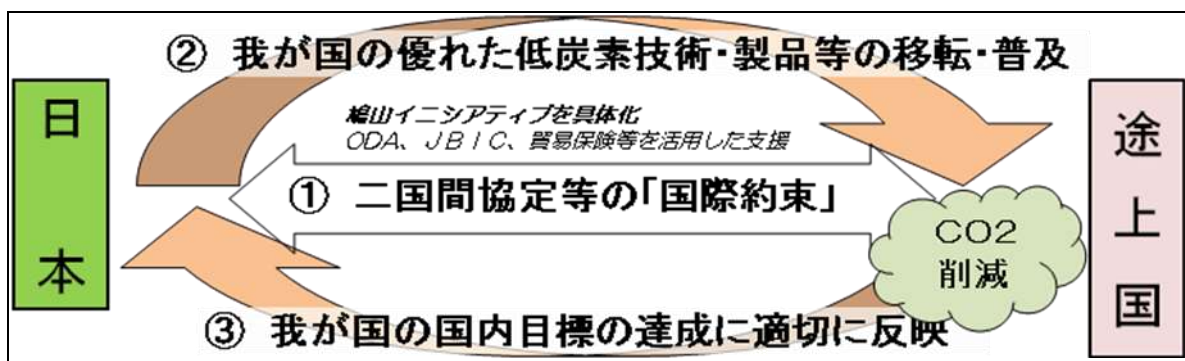
○セメント分野

- ・日本の技術は（ほぼ）利用可能な最先端の技術を保持。これを適用した場合の削減ポテンシャルは約1億8000万トン（日本の排出量の約14%）。



出所：経済産業省

図IV-5-4 新たな仕組みについてのスキーム図



出所：経済産業省